

令和3年6月14日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 教育長 野口敏雄 会計管理者 橋本真美 総務課長 矢動丸栄二 まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘 財政課長 川原俊史 危機管理対策監 弥永正一 建設課長 高島真幸 産業課長兼 日高泰明 住民課長 扇智布由 農業委員会事務局長 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 森園敦志 教育委員会事務局長 中島洋 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 宗雲英則
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望

議事日程 令和3年6月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	8番 大川隆城	1. イオン跡地再整備事業について 2. 切通交差点の改良工事について 3. 変則五差路の改修について 4. 上小プールの周辺整備について 5. 水害対策について 6. LGBTQの方々等への理解を深める取組について
2	9番 寺崎太彦	1. 地域振興対策について 2. 健康増進対策について 3. 防災対策について
3	4番 吉田 豊	1. 中心市街地開発 2. 災害対策 3. フードショック 4. 老人福祉 5. 学歴詐称
4	3番 原 直弘	1. 新型コロナウイルス感染症対策について 2. 中心市街地（イオン跡地）の再開発について 3. 防災対策について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、8番大川隆城君よりお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。それでは、ただいま許可をいただきましたので、早速、質問に入らせていただきます。

今回、6項目ほど上げておりますので、それぞれ簡潔に、明快な答弁をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、イオン跡地再整備事業について。

この件につきましては、つい先日も全協等で説明等も受けておりますけれども、これまで令和3年4月23日、合同会社が設立をされ、5月9日に旧東佐賀自動車学校事務所を利用して合同会社の事務所が開設されたというふうなことは新聞紙上で知り得ておりますけれども、いよいよ具体的に動き出すわけでございますが、今後の進捗等についてお尋ねをしてみたいと思っております。

第2番目に、切通交差点の改良工事について。

この件についても、長年その進捗を待っているわけでございますが、なかなか、いろんな事情があつてのことと思っておりますが、進捗が見られないといえますか、どうなっているんだろうかなという感じがしております。そういう中で、これまでは道路拡幅に伴う用地買収等が進んでいるというふう聞いておりましたが、その後の進捗についてお尋ねをしてみたいと思っております。

第3番目に、変則五差路の改修について。

この件につきましても、長年、懸案事業の一つでございますけれども、今回、行政報告の中で、防衛省補助事業に下津毛三田川線に改良工事が採択され、交差点改良を重点とした事業を予定とありました。やっとなんか動き始めたなという感じではございますが、この関係についても今後どういうふうな整備がなされるものか、お尋ねをしてみたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

第4番目に、上峰小学校プールの周辺整備についてお尋ねをいたします。

まず第1に、かのプールにつきましては、これまで漏水があり、改修を何度かされてきた経緯がございますけれども、今現在はその漏水の心配がないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

第2番目に、小學校生徒たちのプール使用時の直射日光を避けるための方策を考えた方がよいのではないかということでお尋ねをしたいと思います。

この件につきましては、昨年、鳥栖市基里小學校で取り組まれた遮光ネットをプール上に張るということで大変効果があつたというようなことを、ちょうど1年前の7月に新聞報道等でなされました。このことについては、その後すぐ、同じといえますか、鳥栖の小學校で

こういう取組をされたので、どうですかというふうにお尋ねしたところ、昨年場合は遅くなったので、来年度——今年ですね、今年に向けて考えたいということでございましたが、その後についてお尋ねをしていきたいと思えます。

第5番目に、水害対策について。

この件についても毎回お尋ねをしまいでございますが、まず第1に、昨年水害、被害が出た中で、次に上げている切通川の堤地区の道路陥没、切通川、井手口地区堤防越水か所、それから、六地蔵川の護岸整備、このことについて特に気になっておるものですから、それらのその後の改修状況等について、まずお尋ねをしていきたいと思えます。

第2番目に、町内の1級河川、切通川、井柳川、勘太郎川、六田川、ここで申し訳ありません、漏れておりましたが、あと2つ、船石川に六地蔵川のしゅんせつ要望について、お願いをしていくべきだということで申し上げておりましたが、その後、県の対応等々についてはどういふものか、その進捗状況をお尋ねしてまいりたいと思えます。

第6番目に、LGBTQの方々等への理解を深める取組についてということでお尋ねをしまいでございます。

第1番目に、研修会の実施や当事者の方を招いての講演会の開催はどうかということでお尋ねいたしたいと思えます。

これまで議会の皆さんも加わった中での市町村の同和対策講座ですか、ところで、LGBTQのことを取り上げての研修もありましたし、また、民生委員さんたちの研修にも参加した経緯がございますが、その後、それぞれの関係する部署ごとにされているものだと思いますが、その辺がどういふふうかお尋ねをし、また、意見を述べさせてもらいたいと思えます。

第2番目に、パートナーシップ宣誓制度の導入を考えてはどうか。この件につきましては、これまでもお話、質問として、意見として言わせてきてもらったんですけども、これまではこのLGBTQの方々が統計上には人口の8%はいらっしゃるというふうなことを基に、上峰にもいらっしゃることは間違いありませんよと、推計的な話でしかできておりませんでしたけれども、今回、実際にいらっしゃるということも確認できました。その方々のお話を聞くと、やっぱりそれをちゃんと私たちはこうですよということも表明をしたいけれども、なかなかやはり差別の関係かれこれあつてできない。だから、町としてもこのパートナーシップ宣誓制度を考えてほしいというような御意見も聞いた経緯もがございます。ですから、これをぜひ考えてもらいたい。

全国的には、とにかくこの関係について関心が高まっております、3月1日、今年ですね、今年の、令和3年3月1日現在では、全国で78か所の自治体がこれを導入されているということも報道で知りました。そういうふうなこともございますもんですから、やはり我が町においても早く導入をして、そういう方々が住みやすい環境をつくり、住みやすいまちづくりが進められていければと思えますので、お尋ねをしまいでございます。どうぞよろしくお願

いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、イオン跡地再整備事業について、質問要旨、その後の進捗状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。大川議員の質問事項1、イオン跡地再整備事業について、要旨1に関して答弁をいたします。

官民共同事業体となる合同会社つばきまちづくりプロジェクトは、本年4月23日に登記、設立されました。今後は、この合同会社つばきまちづくりプロジェクトが中心市街地活性化事業を牽引していく事業体となります。現段階では組成後の内部規律を確立しつつ、予定されているプロジェクトの資金調達を図るため、金融機関等の感触を探っております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、室長から答弁いただきました。今現在は資金調達のこと御努力いただいているということでしたが、今後の進捗については、その資金調達関係がいつ頃までにはできて、そして、今朝頂きましたこの資料を見せていただいた中に、設定する施設機能イメージとして公共施設からそれぞれ上げておられますが、これらの整備をしていくことでしょうけれども、この整備する施設関係が最終的にはいつの時点できちんと決定をしてというふうな、これからのタイムスケジュール的なことがもし計画としてされてあるならばお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

当面、調整が必要だと思われるものに関しては、内部規定調整であったり資金調達計画であったり、あるいは解体除去プロジェクトの見通し、見極め、それと解体除去工事をどの程度でするのか、あと、基本設計、詳細設計、テナントリーシングだったりヒアリング、あと官公署との調整、相談というものが予見されるということになっております。これを例えば何月にどうする、いつまでにやるということに関しては、まさに合同会社の中で決めていくこととなりますので、現状におきましては、こういう当面の調整すべき課題というものがあつたということをお聞かせいただきたく、今合同会社内でも共有認識として図っているという状況でございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

これまでも答弁としては、合同会社が設立されたら、その中でもろもろについては協議をし、決定をしていくということ、また、そのとおりの今答弁をいただいたわけですが、やっぱり具体的に建屋を造ったりこうこうするについては、ある程度、例えば、何か年計画とか、こういうものが最初に組まれて、そして、それに伴って進捗を進めていかれると思いますが、

今、まだまだ決まっていないということですが、大体全体的には何か年計画というくらいは考えてあるのじゃないかと思いますが、その辺はいかがですか。今までも2年、3年たちまして、やっぱり皆さんがいつじゃろうか、いつできるじゃろうかと、一番関心を持たれていて、待つてあることは間違いないものですからね、ある程度どれくらいでやるというようなことが計画されているとするならば、もし示されるとしたら何か年計画ぐらいでされるものか、お聞きしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まさにそういうところを今協議しているところでございますので、今具体的に何年とか、いつするとかいう形で、ちょっとこの場で無責任に披瀝するわけには、ちょっとエビデンスが足りないだろうというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

まだその辺の具体的な協議、詰めができていないということでもありますけれども、それでは、先日の議会の全協の折も説明をいただきました。また、今日も資料を頂いております。

そういう中で、この前の全協のときに、これからずっと整備を進めていく中で、皆さんにお知らせできる範囲はやはりずっとお知らせしていくべきじゃないかという意見もあったかと思っております。ですから、その辺は当然、決まり事がなからんことにはお示しはできんかと思っておりますが、今後について皆さんがとても心配されてありますし、私たち同僚議員からも発言がありました。私たちにもどうなるとか聞かれますが、なかなか私たちも知り得ない部分ばかりなものですから具体的には答えられない。そうすると、おまえたちは議員じゃろうもんというようなことになるということも出ましたよね、これまでも。そういうこともあるものですから、できるだけ皆さん方にその都度お知らせできる範囲でしてもらえればということをお思っていますが、その辺についてはいかがですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

上峰町自体も出資しております一構成員ではございますけれども、会社組織の在り方というふうにいたしましては、今後のスケジュール等につきましては、事業を牽引いたします合同会社つばきまちづくりプロジェクトから発出されるというふうに思っております。

進めていくべきタスクなどにつきましては、先ほども申し上げたとおり、共有化されつつあるというふうに思いますが、発信の在り方といたしましては、あくまでも合同会社つばきまちづくりプロジェクトより発出された情報、これについては町としても併せて、重ねて発信することはできるというふうに考えておりますので、そういった形で臨んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

まだ合同会社についても設立して間もないときでもあるものですから、詳細にわたっての詰めといたしますかね、共有がまだまだできていない部分はあるということではありますが、やはり何遍も言いますように、皆さんがいつできるんだろうかというふうに本当に期待して待っておられることは間違いないんです。

ですから、いろんな問題はありましようけれども、なるべく早く煮詰めをして、そして建設にということで、今後、遺漏なきようにといたら語弊があるかもしれませんが、なるべく早く出来上がって、皆さんが利用できる日が早く来るように頑張ってもらいたいということをお願いして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。質問事項の2、切通交差点の改良工事について、質問要旨、その後の進捗状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

皆様おはようございます。私のほうからは、大川隆城議員の質問事項2、切通交差点の改良工事について、質問要旨1、その後の進捗状況はどうかという御質問に対しお答えいたします。

国道34号切通交差点改良事業につきましては、平成29年度から事業化していただいているところでございます。初年度の平成29年度には現地測量、実施設計が行われています。平成30年度には地元説明会が開催され、用地測量や新設供用部の地質調査が行われてまいりました。令和元年度につきましては、引き続き用地測量が実施され、建物調査、用地買収が行われています。昨年度は令和元年度に続き、調査設計、用地買収が行われ、今年度においても昨年度同様に調査設計、用地買収が行われると聞いているところです。

また、当町の下水道施設においても当該事業の支障物件として移設依頼があっており、鋭意進められているところでございます。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

この件についてもなかなか簡単にいくものじゃないということは分かっております。ただ、そうは言いながらも、どの辺まで行っているかというのがなかなか見えにくいこともあるものですからお伺いしました。

つい先日でしたか、地元の方に聞いてみたら、切通橋から東の北側、北側が3人さんか4人さんですかね、用買が終わって、その中に建物があったのもカットしてということもされているという話を聞きました。ですから、じゃ、北側はずっとそういうことでいよいよ進んでいるかなということで受け止めましたが、今度は、大体南側に案外北よりか広くふるといような話も聞いた覚えがあるものですから、じゃ、南側はどうかなという感じもしたわけですよ。その辺について、もしよかったら教えてください。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうから、大川隆城議員の用地買収の状況ということで答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、川の東側、北側については、言われたとおり建物の一部が撤去されるなど進んでいることが目に見えて分かるところでございます。

また、道路南側につきましては、現在交渉中ということで、それ以上の情報は持ち得てございません。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、南側については詳細なあれは持たないということでありましたが、やはりこれはそんなに簡単な問題じゃない、大きな事業でありますから、その都度、当然、建設省あたりからでも町のほうには連絡というか、説明というか、あっているじゃろうと思うわけですね。と同時に、今度は地元の皆さん方に対しても、例えば、地元説明とか何年か前されたときは、当然、地元の代表である区長さんなんかも入ってもらって説明があつていろいろ交渉等に入つていったかと思いますが、その後についてはそういうことはなくて、地権者直で交渉をされているんですかね。一応、町としてもその辺はある程度は把握しておかんといけんじゃなかろうかなというふうな感じですが、いかがでしょうか。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、先ほど言われました用地買収における町の関与ということで答弁させていただきます。

基本的には、国道事務所さんと地権者さんとの交渉になります。その中で、町のほうに要請があればしますし、事前に町のほうが下地をつくるということも現在やっておりますので、町のほうが全く関与しないということはありません。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

町長にお尋ねしたいと思います。

この関係については、御案内のとおりに、期成会もございますよね。期成会の中でも当然いろいろ議論はされていると思いますが、これも町長御案内かと思いますが、吉野ヶ里町の駅前の34号線交差点、あそこも交差点改良の関係で一部は用地買収が終わって、そこにあつた建物は解体されたというような動きが始まっているようであります。

ですから、順番がどうのこうのとは言いたくないけれども、やはり上峰のほうもいろいろ、例えば、北側には導水管が通っているとか、いろんなやつでなかなかしにくい部分はあるかと思いますが、やはりなるべく早く進捗をしてもらえればなというふうな思いがしておりますので、町長が期成会等々でいろいろお話もされておりましたし、その辺のまたさらに進捗をするための取組といたしますか、考えといたしますか、その辺を一言お聞かせください。

○町長（武廣勇平君）

大川議員お尋ねの切通交差点の改良事業につきましては、御案内のように、期成会をつくりながら要望を重ね、平成29年度に事業化していただいたところでございます。以降の流れは、先ほど課長が説明したとおりであります。

非常に国道の法線の北側について言及をいただきましたので、その点についてと、また、南側についての答弁を先ほどさせていただいたところでありますけれども、個別具体的なことに関わるため、どのように表現してよいのか悩みながらきつと担当課も答弁したと思いません。

私どもの関わり方としては、国道事務所が基本的な事業進捗を図っていきますので、それはそれとして報告をいただきながら、しかしながら一方で、地元との調整が必要なき場合はいつでもお声かけをいただきたいと、調整に入ることを伝えているところであります。

まだ地元と国道事務所の考え方が違うところが、国道事務所として把握全てできているわけではないというふうな考え方の下、先般6月1日に私も国道事務所に赴きまして、今後の切通交差点改良事業の在り方について、先ほど議員に申しました趣旨を伝えに行ったところでございます。

本町としましても、下水道施設がございまして、当該事業が支障物件として移設の依頼があつていることもございますので、本町として取り組んでいかなければいけないこともございます。今後については、我々が宿題としていただいている課題と、地元との調整に国道事務所が必要なき時には加わって、事業進捗に努めてまいりたいと考えてございます。

○8番（大川隆城君）

今も朝夕、あの交差点に関係したところでは、北はクリーニングの会社辺りまで、南のほうは中原運動公園に行く辺りまで、長蛇の列が毎朝、毎夕できていることは御案内と思えます。それと同時に、今度はそこを避けるために迂回路的に道路北側の住宅地帯に入って出てくるとかいうことも結構多いわけですが、既にこれまでも申し上げたと思いますが、交通事故も何件となく起きているようです。ですから、やはり地元の人としては、早く改良が進めばという思いでいらっしゃることは間違いありません。

ですから、なかなか大変なこと、難しいこともあるかと思いますが、これまたできるだけ早く改良工事が進みますように、今後とも御努力をいただきたいということをお願いして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。質問事項の3番、変則五差路の改修について、懸案事業の一つであるがどのように考えてあるのか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、大川隆城議員の質問事項3、変則五差路の改修について、質問要旨1、

懸案事業の一つであるがどのように考えてあるのかという御質問に対しお答えいたします。

町長の行政報告にありましたとおり、今年度、防衛省の補助事業として、町道下津毛三田川線が新規採択となっています。この補助金については、今回の議案であります一般会計補正予算（第2号）に防衛施設周辺道路改修等整備事業補助金として計上しているところです。

御質問の変則五差路においては、町道下津毛三田川線上にありますので、当該補助金を活用した交差点改良事業の実施を予定しているところです。

また、変則五差路のほかにも、町道下津毛三田川線上には交差点がございますので、そちらについても今後、改良事業を進めていくよう計画しているところでございます。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

先ほど答弁の中にありましたように、今回の補正予算の中に国庫補助、防衛省補助ということだと思いますが、約53,000千円ほど計上されております。それがこの下津毛三田川線の改良工事として採択されたということですが、その中でも交差点改良を重点とした事業を予定とあります。そうすると、これは当然、設計とかせんといかんと思いますが、それらの今後の予定、いついつまでには設計を上げてという、その辺の状況をもしよければお伺いしたいと思います。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうから、今後の計画についてということで御答弁させていただきます。

今回上げている補正予算の内容につきましては、交差点部を中心とした実施設計、用地測量等を考えております。また、それに基づきまして用地買収等を今回計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

そしたら、今年はこの下津毛三田川線の関係は調査設計をやって、それに基づいて用地買収をやるということで今年は終わりになるわけですかね。具体的に、じゃ、交差点を改良工事とかに入るとするのは、めどとしては来年、あるいは再来年、その辺はいかがでしょう。

それと、大体交差点改良をどういうふうな形で考えているのかというあたりはまだ言えませんかね。もしよかったらと思いますが、いかがでしょう。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうから、実際の工事が始まるのはいつかということの御質問等についてお答えしたいと思います。

今年度、設計を行いまして、用地買収等も行くと先ほど答弁させていただいたところなんですけど、今年度の予算では補償及び用地買収について全て完了するような予算内容でございませんので、来年度以降につきましては用地買収、補償等が発生いたします。工事につま

しては、来年度以降、来年度も厳しいかとは思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

変則五差路、ここも先ほども言いましたように、これまた危険箇所として長年整備が待たれている箇所でもございます。今回も補助事業にのってということで前進してきましたので、大変うれしく思っておりますが、これまたできますならば、なるべく早く整備ができて、皆さんが安心してあそこを通れるようにしてもらいたいということ、そして、その件については今後とも御努力いただきたいということをお願いして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。質問事項の4番、上小プールの周辺整備について、質問要旨の1番、漏水防止は完了しているのか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんおはようございます。大川隆城議員の質問事項4、上小プールの周辺整備について、質問要旨1に関してお答えします。

令和2年9月の令和元年度決算特別委員会において、小学校プールの水漏れについて、原因究明を行い、対策を講じることという御指摘がありました。

これを受けまして、令和2年12月議会にプール配管調査業務委託料を予算計上し、令和3年2月にカメラによるプール南側配管内の調査を行いました。調査内容は、高性能小型カメラを自走車につけて、ろ過循環配管の中を調査するものです。調査結果は、ろ過循環配管の水漏れ異常は見当たらないというものでした。しかし、配管調査中も大プール給水時に南側の擁壁から水がしみ出しておりました。

今現在、プール使用に当たって支障はないのですけれども、水漏れしている状態を放置しておくわけにはいきません。その後、佐賀東部水道企業団による成分調査を実施し、漏れている水がプールにためている水なのか、給水用の水道水なのか、地下水なのかを分析し、プールにためている水が漏れていることが分かりました。今後は、水漏れ箇所の特定を行い、対策を検討していきたいと考えています。

以上で大川隆城議員の御質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

まだ漏水はあっているということで今お聞かせいただきました。

じゃ、今後その関係をするために、今年度またその漏水防止の工事をやるわけですか。やるとしたらいつ頃されるものか、お伺いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

今現在、水漏れの工事というところの御質問かと思えます。

水漏れ箇所の可能性のある箇所というのは、大プールの水がたまっている場所、あるいは

配管、配水管、こういったところを今からまた特定していきまして調査をしていきたいということを考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ですから、再度調査をやって、この箇所だというのが特定できたとしたら、当然すぐ工事等をして漏水防止をするでしょうから、それは大体いつ頃するのか、それが今年中にやるのか、それとも来年以降ということであれば、大体いつ頃にはやるというふうなめどを立ててあるかと思うものですからお聞きしているんですが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

修理工事のめどということの御質問かと思えます。

今、水漏れ箇所の成分調査によって、どの水かというのは分かってきたところでは。どの場所かということも大体分かってきたところでは。基本的に、プールが今あっております。プールの開催後、夏以降に調査等を行っていききたいと思っております。できれば来年度には調査を行った後に工事等、修理のほうに入っていきたいとは考えております。

以上です。（「分かりました。次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。質問要旨の2番、プール使用時の直射日光を避けるための方策を考えた方が良いのではないかと、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

大川隆城議員の質問事項4、上小プールの周辺整備について、要旨2に関してお答えします。

学校では、プールでの水泳指導の授業については、強い日光に長時間当たり続けられないよう、休憩時間の設定や活動場所の工夫を行いながら組み立てられています。現在、小学校の場合、少し時間は要しますが、密にならないよう分散した着替えの場所の指定、プールまでの移動を行っています。そして、学習内容の事前指導や説明、準備運動、振り返りの時間などで合計で20分間はプール西側の日陰エリアで行っています。

したがって、児童がプールサイド、もしくはプール内で日光を浴びて活動する実質的な時間は20分程度となっております。この20分間も、天候や気温を考慮し休息等を組み込みながら、児童の過重負担にならないよう時間設定を行うなど、熱中症対策に意を用いているところでございます。

以上で大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今対応の仕方をお聞かせいただきましたが、今はコロナ禍でもあるものですからなおさらですね、実際水に入ってという時間は結構短縮されているかと思うわけですよ。これがコロ

ナも終息した後は、当然、正規の時間帯でやられるようになるかと思えます。

先ほど日陰があるとおっしゃいましたが、当然あるでしょう。しかし、そこだけじゃなくて、やっぱり水に入っているとき、プールの中に入っているときも直射日光は浴びないようにというようなことも考えていく必要はあると思えますよ。と同時に、先にお尋ねしたら、水の中におっても熱中症にかかる可能性があるという話も聞きました。それは当然、時間の長さでということになるかと思えますが。

だから、日陰づくり、あのプール周辺でいろいろ活動するのももしやすいようには、やはり先行してでもそういう整備も必要じゃないかと思うわけですね。それに加えて、聞いたところが今度はプール周辺を歩くときには足が熱いとか、人工芝ですかね、されているので痛いとかいう話も聞きました。ですから、そういうやつも小さいこととはいいながらも、早め早めに対応すべきじゃないかと思うわけです。

今年の気候長期予報を聞いてみましたら、やはり今年も高温になる、そして、雨が多いという長期予報が出ております。そういうことも考えますと、そして、日本全体がだんだんと亜熱帯気候に近づきつつあるということもいつも言われていますから、これから先、気温が下がりませんでも上がることは間違いないと思うわけですね。この頃も6月なのに佐賀で35.1度ですか、というふうに上がった。これから先も、これがどれくらい上がるかまだ分かりませんが、結構暑くなることは予想できるわけです。そういうことを考えますと、やはり子供たちのためにそういう予防的な観点から、そういうできることはやっていった方がいいじゃないかと思うわけです。

先ほどちょっと触れましたが、基里小学校で昨年されました。これを見てみますと、PTAさんが主体としてやられたと。そのいろんな、例えば、支柱を立てる、何をするというのが、案外費用はかからなくてできたというようなことも報道されておりました。その辺から考えますと、上峰のプールだってそういうふうに予防的にも案外できるんじゃないかと、やっぱりせんといかんじゃないかという思いがするものですからお尋ねをしているわけです。教育長、この関係について、いかがでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

皆様おはようございます。大川隆城議員からの御質問にお答えしたいと思います。

昨年度、新聞報道でも基里小学校の遮光ネットにつきましては出ましたし、議員からも御指摘をいただいております。

私どもも早速、現地を見て、そして、聞き取りも行ったところでございました。結果、PTAの方々、そして、校長が今年は代わられていますので、前校長と知恵を出し合って実施したものですというお答えをいただきましたが、実際使っている先生方の中の反応としては両論ございました。非常に光が遮られて疲れが少なくなった、直射日光が遮られた、先生方も疲れの度合いが減ったとかいうことがございました。一方では、これは支柱の高さにも

よると思うけれども、あまり低くするとプールサイド遠くから子供たちが中で泳いでいる様子が見にくくなって、見落としが出てくるんじゃないかという心配が出てくると。逆に高くすると、今度は風にあおられて、支柱の強度が心配だというようなお話もいただいたわけですね。

私どもは聞き取りを行って、今後どうしていこうかという協議をしていったわけですが、途上で、基里小学校さんの支柱が——これは許可も得ていますので、あえて言いますが、風でネットがあおられて支柱が折れて、今年につきましては、鳥栖市教育委員会に確認したところ、見送ると、ちょっと危険性があるので、安全性が確認取れるまでは実施をしないというお答えをいただいております。支柱を太くすればいいんじゃないかとか、いろいろ工夫はできると思いますが、そういったところもあって少し我々も、本当にこの方法が一番いいのかどうかということはまだ結論を出していない状況なんです。

直射日光を避けるということにつきましては、先ほど事務局長が言いましたように、今、学校ではいろいろ工夫をしながらやっております。特に、文部科学省であったり、スポーツ庁もそうですが、直射日光に当たらないようにというような具体的な規制は示されていないんですね。ただ、もちろん御承知のように有害な紫外線はありますので、それを長時間当てることは好ましくないと。ですから、適度な休息を取って、日陰で休息を取るような指示は出ています。

上峰小学校の場合は、幸い——基里小の場合は、あまりよそのことを言うとはあれですが、日陰のエリアが一切なかったんですね。そういったところでPTAのほうからの発案があった。上峰小の場合は、プールサイドの西側のエリアに屋根つきがございます。そこで実際、子供たちへの事前指導であったり、休息であったり、あるいは授業が終わるときの振り返りの時間等はその日陰の場を使っているということがございました。

そこで、学校側に今年度プール開きをするに当たってどういった取組をしていこうかという協議をしたところ、日陰のエリアよりも、先ほど議員もおっしゃったように、プールサイドでの活動の際に、人工芝が少し老朽化していて痛い部分もあったりするので、そちらの張り替えのほうをお願いしたいというような要望もありました。したがって、そこを人工芝を張り替えて、今はプールサイドは非常に感触もよくなっているという状況でございます。小プールのほうまで張っております。

もう一つ申し添えますと、特に小学校におきましては、ラッシュガードという長袖、長ズボンの日よけの服をプールの中で着るとというのが、これは全国的にこの五、六年、はやっているという言い方でいいのかどうか分かりませんが、保護者からの強い要望もあって、特に皮膚の弱いお子さん方についての要望から始まっているそうですが、上峰小学校の場合も、学年によって差はございますが、3分の1から半分程度は既にそのラッシュガードをつけているんですね。そういうのもございまして、そして、スイミングキャップは全員かぶって

いますので、至急何とかしなくちゃいけないという状況にあるとは認識していないという状況でございます。ただ、長期的に見れば、何らかの日よけを増やすということはあってもいいかと思って、今後の検討材料にはしたいというふうには思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいま教育長から、今現在、現況の対応がどうだということをお聞かせいただきました。そう言いながらも、私はやっぱり先ほども言いましたように、予防的観点から考えると、やはり必要じゃなかろうかなという感じしております。

ですから、今後またさらに関係する皆さん、学校の先生、教育委員会、それぞれ協議をしていただいて、よりよい環境で水泳の授業を受けることができるように、ぜひお願いをしたいということを申し上げて、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。質問事項の5番、水害対策について、質問要旨の1番、災害か所の改修工事の進捗状況はどうか、切通川、堤地区道路陥没、切通川、井手口地区堤防越水か所、六地藏川、護岸整備、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、大川隆城議員の質問事項5、水害対策について、質問要旨1、災害か所の改修工事の進捗状況はどうかという御質問に対しお答えいたします。

まず、切通川、堤地区道路陥没についてです。こちらは、大雨による土砂吸い出しにより護岸裏が陥没した箇所ですが、令和3年3月に復旧工事が完了したとの連絡がっております。

次に、切通川、井手口地区堤防越水か所についてです。こちらについては、令和元年7月に被災し、張りコンクリート工により復旧工事が令和2年5月に完了しています。また、その下流側についても今年度実施のしゅんせつに併せて対応されると聞いているところでございます。

最後に、六地藏川、護岸整備です。こちらについては、既に発注がなされておりますが、関係者との協議において営農に支障がない10月中旬以降の施工の要望があったため、工期を延伸し、年内の完了予定と聞いているところでございます。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

ただいま課長からそれぞれのことについて答弁いただきました。堤地区の道路陥没は既に工事が完了している。それから、井手口地区の堤防越水については、今後対応して、今年度中にはできるということですかね。それと、六地藏川の護岸についても、水が不要になった10月以降には必ずされるということでお聞きしましたので、安心しました。

とにかくこの災害が起きた後の復旧工事としては、やはり早くやってもらわなくちゃ、この切通川の井手口地区の堤防越水については、先ほどあったように、改修工事をやった後、すぐまた越水して、さらに傷んで、今度はそれがまた南のほうまで延伸したということもあるものですから、やはりこういうことについては早く対応して、そういうことがないようなことで、今後ももしほかの地区でもあったときは対応をしてもらいたいということをお願いして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。質問要旨の2番、町内1級河川（切通川、井柳川、勘太郎川、六田川）のしゅんせつ要望について進捗状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、大川隆城議員の質問事項5、水害対策について、質問要旨2、町内1級河川のしゅんせつ要望について進捗状況はどうかという御質問に対しお答えいたします。

まず、町内の1級河川のしゅんせつ工事等ですが、今年度については切通川において国道34号線から県道北茂安三田川線までの伐木及びしゅんせつを全体的に計画されており、その一部については既に着工されているところです。

佐賀県においては、現在、緊急浚渫推進事業債を活用した簡易河川の維持管理を進められており、地元自治体とも調整の上、緊急性等、優先度の高い箇所をその事業計画に位置づけ、しゅんせつ工事が実施されているところです。この事業計画において、町内の県管理河川が工事箇所として位置づけられるよう、引き続き東部土木事務所に対して情報提供及び要望等を行っていきたいと思っております。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

とにかく去年、おとしから、特に冠水地区が増えたりして被害が出ておりますよね。これについては、やはり私がこれまでも言ってきたように、この1級河川の南部のほうからどの川を見ても泥土がたまって、しゅんせつがどれも必要になっている状況は御案内のとおりであります。

それで、先ほど切通川の一部とかは対応するというものでありましたが、このしゅんせつについても、河川改修は大体南からしてくるというのがセオリーといいますかね、だったと思いますが、しゅんせつについても私は南のほうからしてくるものが妥当じゃないかというふうな思いがしているわけです。

そういう中で、井柳川については、これまでもお尋ねしたら、総合流域防災事業でしゅんせつが計画されていると答弁をいただいた経緯があります。それを実際現地に行って確認したところ、筑後川の江見手水門から旧三根町の向島辺りまではしゅんせつされておりました。ただ、それから北には延んでいません。ですから、それをもっと北のほうまで、上峰の領域

までやってほしいということで昨年陳情させてもらったときに申し上げたら、また江見手水門のほうにたまっているから、また南に下ってせんといかんような話をされました。じゃ、あなたたちはその間を行ったり来たりするだけかいというような話もした経緯がありましたが、そこはそこでしながらも、やはり北に延長してしゅんせつをしてもらいたいというのが私たちの切なる希望なんですよね。

ですから、そういうことも含めて、しゅんせつ要望をやはり今後もしていかなくちゃならないと思うわけです。ここに昨年7月に東部土木事務所に陳情した折の要望書がございますが、これを見てもらいますと、言うまでもなく泥土がたまった箇所をやつが何か所もあるということははっきりしているから、やはり今後も東部土木事務所、あるいは本庁にまでもこの関係については陳情活動をしていくべきだと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうから、今後の要望活動についてということで答弁させていただきます。

先ほど申しました県が進めています緊急浚渫推進事業につきましては、令和2年度に創設され、令和6年度までの5か年計画となっております。こちらにつきましては、堆積土砂率や人家への危険度に応じて、優先度の高い順から工事が施工されるものとされております。

このようなことから、人家への影響や土砂率などについて町のほうから強くアピールを行うことによって、この計画期間内の実施のほうについて強く要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいま課長からは令和2年から6年までの期限ということでもありますから、その間にできるだけしゅんせつ等についてもされるようにしていきたいということでもあります。ここで最後に町長にお尋ねします。

先ほど言いましたように、陳情要望活動について、私は毎年でもしていく必要はありませんかと思いますが、その辺のお考えについて一言お願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

大川議員の水害対策についてということで、町の1級河川についてのしゅんせつ要望、従前に議員の皆様方、御帯同——失礼しました。委員長様、議長様をはじめ御帯同いただいで御要望をさせていただいたわけでございますけれども、そのおかげで、当時要望箇所に入れておりました六地藏川、護岸整備は、河川の南側でない箇所にもかかわらず予算を措置していただきまして、10月以降、施工の方向になっているということで聞き及んでございます。

こうした効果が非常にあることから、議員の皆様方のお力をお借りして、また町として引き続きしゅんせつの要望をしていきたいと考えているところでありますけれども、今年度、実は新規事業で流域治水推進事業ということで、ダムの活用であったり、ため池の活用、市街地

での対策、クリークや水田の活用等の中に、そのしゅんせつ等も含まれているものと理解しております。私ども行政としましても、この新しい新規事業について理解を深めながら、県としっかり協議を調えた上で、その上で議員の皆様方のお力添えが必要であれば御要望を共にお願いしていきたいと考えてございますので、その際はどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○8番（大川隆城君）

この件についても同様であります。やはり少しでもこのしゅんせつ関係も前に進んで、この上峰町から水害被害が出ないようにするために、今申し上げたようなこともぜひ毎年でもお願いをしたいという気持ちでおりますので、どうぞよろしくお願ひしておきます。

以上でこの項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。質問事項の6番、LGBTQの方々等への理解を深める取組について、質問要旨の1番、研修会の実施や当事者の方を招いての講演会の開催はどうか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（矢動丸栄二君）

皆様こんにちは。大川隆城議員の質問事項6、LGBTQの方々等への理解を深める取組について、質問要旨1、研修会の実施や当事者の方を招いての講演会の開催はどうかという御質問に対してお答えいたします。

まず、総務課の業務としましては、職員等への研修担当として平成29年度に職員及び議員の皆様を対象に、「LGBT（性的少数者）について」というテーマで講演を実施、また、平成30年度に職員及び議員の皆様を対象に、佐賀のLGBTの支援団体AO*AQUAの方をお招きいたしまして、LGBTs研修を実施しました。また、令和元年に職員及び議員の皆様を対象に、同和問題市町村講座においてLGBTについての研修を行いました。また、LGBTに関する相談についての広報紙への掲載を実施いたしました。令和2年度につきましては、研修会の実施は行っておりません。

LGBTQにおきましては、多くの方々の理解が必要と考えております。今後も多くの人にLGBTQに関する正しい知識の理解増進を図るため、研修や広報活動、また、議員が言われているLGBTQの当事者による講演会を行うことにより、多くの理解者を増やすことができると考えております。

つきましては、今後になりますけれども、そういった研修や講演会に向けて前向きに進めていきたいと思っております。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、総務課長からは前向きの答弁をいただきました。

そういう中で、これはまた先ほどもちょっと触れましたが、民生児童委員さん等々についても当然関係がおありになるものですから、その関係について住民課長に以前からお話しした経緯はありましたが、いかがでございましょうか。民生委員さん、あるいはほかの団体の方々に対してでもこれまでもそういう研修等はどうですかというお話はしてきたかと思いますが、その後の経緯としてはいかがでしょう。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様こんにちは。大川隆城議員の御質問でございますけれども、住民課では令和元年10月に実施しました子ども・子育て会議の折に、県学校教育課人権・同和教育室より講師の先生をお招きいたしまして研修会を実施いたしました。コロナ禍により会議等の実施が厳しい状況ではありますが、時期を見ながら研修会や講習会の開催を検討してまいりたいと思います。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

皆さん、新聞等を御覧になったときにお気づきかと思えますけれども、4月、5月、6月の間で、特に国会議員の先生方のLGBTQの皆さんに対しての差別的な発言等が掲載がずっとされてきておったことについては御案内かと思えますが、幾つか例を挙げますと、まず最初は、子供をつくらないLGBTのカップルは生産性がないという発言、それから、つい先頃でしたが、LGBTの方は生物学上、種の保存に背く、生物学の根幹にあらがうという発言、もう一つは、これは実際、国の経済産業省にお勤めのトランスジェンダーである50代の職員の方のことについてですが、この方は男性から女性にということでした方なんですけれども、体は男だけど自分は女だから女子トイレに入れろとかばかげたことが起きているという発言をされたというようなことがずっと出てきております。

やっぱりその当事者にしてみれば、その一言一言が、健常者にしてみればそんなに大したことないと思えながらも、当事者については大変傷つく言葉が幾つもあるわけですよ。ですから、その辺もやっぱり皆さん、一般の、町でいえば町民の皆様方も含めて、全体的に理解を深めなくちゃいけないと思うわけですね。

そこで、これまでもこの関係でいろいろとやり取りをしてきた中で、特に教育委員会関係で、小・中学生を対象にしての、例えば、トイレの問題、それから制服の問題、それから、順番を男と女と分けて1番から何番目までというようなことを廃止して、一緒になって1番から例えば40番までとかいうふうにするとか、いろいろ改正をしてきておられるところもございしますが、私は子供たちがせつかく小学校、中学校でそういうLG関係の理解を深めるためのいろんな研修といえますか、そういうことを踏まえて、こういうふうに対応しなくちゃならないというようなことで勉強して、いざ家庭に帰って、あるいは一般の皆さん方と触れ合う中で、仮にそういう話が出たときに、大人のほうがそれはないかみたいな話でなると、あれっ、何でと、せつかく学校でこういうことを学習したのにとということになると、

これはまずいなというふうな思いもしております。

そういうふうなことも含めまして、教育長さん、これまでさっき言ったようにいろんなことで対応してもらった経緯もございますが、その後について、先ほど言いました全般的なことも含めて、今後はどういうふうにするべきかというか、その辺の教育長さんなりの見解をお尋ねしたいと思います。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員から、LGBTQに関する非常に大きな問いを投げかけられたと思っております。

学校教育の場では、先ほど議員からも御指摘ありましたように、これまでも道徳の時間を中心に人権教育、あるいは全教育活動を通して学ぶという姿勢を貫いてまいりました。

特に、LGBTQに関しましては、先ほど来出ておりますように、当事者からの直接のお話とかいうものがいかに効果があるかということもございまして、佐賀県教育委員会でも、特別なというところちょっと大げさになるんですが、事業を組まれています。市町立中学校に対して、性に関する指導支援事業として、専門家を派遣する事業を組んでいるんですね。本町立の上峰中学校の場合は、毎年そこから専門家の講師の方を呼んだりして学習をしているという状況でございます。

また、これも先ほど御指摘ありましたように、順番に並ぶとは多分名簿のことだろうと思うんですが、男女別の名簿を使用しておりましたけれども、これにつきましては令和2年4月1日から小・中学校とも男女混合名簿で使用しております。もちろん、その背景には、県立高等学校の入試に係る書類が男女混合になったということを受けて、やりやすくなったということもあるわけですが、しかし、学校教育の場においては、そういう考え方が非常に先行している、進んできているという事実はあると思っております。

また、これは最近の例なんですけれども、PTAで講演会等を、やはり自分たちの学習のために毎年されていらっしゃるんですが、今はコロナ禍において人が集まるということは避けなければならない。しかし、これも新聞報道等でこのLGBTQをめぐるいろいろな話題が出ているということがあって、小学校のPTAでは人が集まらずにユーチューブ配信でこのLGBTQの講師の先生のお話を会員の皆さんにお伝えしようということで、2週間限定ではありますが、ユーチューブで撮られて、PTA会長さんが挨拶をして、専門の講師の先生が話をする、それを会員の皆さんがユーチューブで見て学ぶということをされていらっしゃいます。上峰における学校教育をめぐる、関する部分では、非常にそういった意味では意識も高く取り組んでいただいているところでございます。

とは申しましても、これも先ほど御指摘ありましたように、何においてもそうですが、子供たち、学んで、純粋な気持ちで考えを固めていっているときに、例えば、地域であるとか御家庭の中で、そことの中で葛藤しなくちゃいけない場面が出てきたときにどうなるんだろ

うということはもちろんございますので、ですから、何においてもそうですが、学校教育と地域教育、あるいは家庭教育は連動しておりますし、一つの大きな共通理解の下に子供を育てていかなくちゃいけないということになるんだろうと思うわけでございます。

特には、この問題につきましては、自分らしく生きる権利を尊重するということですから、まさに人権教育に関わってまいりますし、多様性のある社会づくりをみんなでやっという、そういう機運を高めていくことが子供たちのためにも必要であろうというふうに思っています。

そもそも教育の目的というのは人格の完成にあると言われておりますので、子供たちには常々いろんな場面を通じながら、世の中は同質ではないと、異質の集まりなんだと、違いは間違いではないということをいろいろな場面で体感もさせながら学ばせていきたいと思っておりますので、社会全体というところちょっと大げさになりますが、地域社会や家庭の中においてもそのような意識を持って、価値観も高めていっていただくことも同時に私ども学校教育に関わる者としましても願うものでございます。一緒になってそういった社会づくりに励んでいただければと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかくそれぞれの課長さん、また、教育長さんから御答弁をいただきました。やはりまずは理解を深めるためにどうかということで、今言う研修会、あるいは講演会等々が数多く開催される、あるいは先ほどあったように、PTAの皆さんでの勉強会等とかいうことでしていただく、そういうことを重ねて理解を深める手だてを醸成していただきたい。

今後についても、今はコロナ禍でなかなかできにくい状況ではございますが、そう言いながらも、やはりこれは喫緊の課題でもございますもんですから、その辺について、今後ともぜひそういうことを開催して皆様方に理解を深めてもらうように御努力をいただきたいということを申し上げて、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。質問要旨の2番、パートナーシップ宣誓制度の導入を考えてはどうか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（矢動丸栄二君）

大川隆城議員の質問事項6、LGBTQの方々等への理解を深める取組について、質問要旨2、パートナーシップ宣誓制度の導入を考えてはどうかという御質問にお答えいたします。

LGBTなど性的少数者のカップルを自治体が認めるパートナーシップ制度の導入自治体が2021年4月1日現在、103自治体、制度利用者が1,741組になったとお聞きしております。

自治体にパートナーシップ制度を求める会の調査では、総人口の約3分の1以上をカバーしており、性的少数者の権利保護や支援の動きはさらに広がっていると認識しております。

近くでは福岡市のほうで、国籍や年齢、性の違い、障害の有無などにかかわらず、誰もが全ての人への思いやりを持ち、多様性を認め合いながら生き生きと輝くまちを目指すとしており、典型的とされていない性認識や性的指向を持つ方のパートナー関係を尊重するために、平成30年度から性的マイノリティーの方への支援の一つとしてパートナーシップ制度を導入されております。2021年3月末現在ですけど、福岡市としては91組が宣誓をされているとお聞きしております。

この制度は、お二人のパートナーシップを尊重するもので、法律上の効果、相続や税金控除などが生じるものではありません。しかし、2人がお互いを人生のパートナーシップとして、安心して生き生きと社会で活躍できるよう、行政がその関係を尊重し、寄り添うことは意義あるものと考えております。また、この制度の導入により、性的マイノリティーに関する社会的理解が深まり、誰もが自分らしく生き生きと輝く、多様性を認め合う共生社会が実現することが期待できると思います。町に暮らす全ての町民の人権が侵害されることなく、性別、国籍、性的指向等により、その人の能力の発揮を妨げることがないまちづくりのためにも、制度の導入を検討時期と考えております。

先週だったと思いますけれども、佐賀県のほうでこの制度を利用したいということで、本年度導入したいということを報道で発表されております。また、唐津市さんのほうでも今年度導入に向けて今動いておられることをお聞きしております。そういった今後の県内の動向を見ながら、町としても前向きに検討したいと考えているところでございます。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わらせていただきます。

○8番（大川隆城君）

今言う同性カップルがパートナーシップ宣誓制度を望まれるということにつきましては、ただ好きな人と当たり前家族と認められたい、その一言だということなんですよね。ですから、ほかの人と全然変わらないんです。これまた、性的指向は自らの意思にかかわらず決定される個人の性質で、性別や人種と同様であるということもいわれております。

とにかく今全国的に関心が高まっていることは先ほど課長からもありましたように高まってきておりまして、このパートナーシップ制度を取り入れた自治体が、私は先ほど78と申し上げましたが、その後も進んで、百幾つやったですかね、102自治体か、というふうに取り入れてあるところが増えてきたということ、これは喜ばしいことであります。

それと、これまた先ほどありました、佐賀県が今年度中にはパートナーシップ制度を導入すると。それも今年中のできるだけ早い時期に導入したいということを知事が表明されたということで、これまた喜ばしいことだと思っているところであります。都道府県でパートナーシップ制度を導入というのは、茨城県、大阪府、群馬県に続いて4番目だそうです。

そういうことで、喜ばしいことだと思っておりますし、今はもう一歩進んで、ファミリーシップ制度というのを導入されているところもございまして。これはLGBTQなどのカップ

ルを婚姻相当の関係と認めるパートナーシップ制度に加え、同居する未成年の子供たちも家族として証明する制度だそうです。この件につきましては、現在、兵庫県明石市、それから、徳島市、東京都足立区、そして、福岡県古賀市が九州では初めてだけれども、今年7月から導入したいということで表明をされているようであります。

とにかくそういうことで、同じ人間同士、何も変わりはない。といいながら、いろんなことで差別扱いをされて泣いておられる方もまだまだいらっしゃることも事実であります。そして、先ほど冒頭に申し上げましたように、町内に当事者がおられることも間違いありません。そういうことも含めて、先ほど課長が答弁いただいたように、この上峰町もいち早くパートナーシップ制度を取り入れて、そういう方々も安心して暮らせるようにということで、それこそ多様性を認め合いながら、よりよい町になるように、この宣誓制度を導入してもらいたいと思うわけです。

そういうことで、これまた最後に町長に一言お伺いして終わりたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

LGBTQの方々への理解を求めるよう大川隆城議員から、これはかねてから御質疑をいただいていたまいりました。私もその中で理解をすることになったんですけども、きっかけとして、知人の子供がLGBTだということが大きなきっかけで、この問題は右だ、左だというイデオロギーの問題ではなくて、基本的な人権の問題だというふうに理解をするようになりました。

先ほど教育長が違いは間違いではないというようなお話をされましたが、その意味では、理解増進ではなく、差別の解消という視点で、多様性を理解し行動する、そのためにもパートナーシップ制度についてもしっかりと理解を深めながら、県と同様、この制度について整えていきたいというふうに考えているところでございます。

○8番（大川隆城君）

これまた町長をはじめ、課長さんたちも御案内かと思いますが、今年3月17日、札幌地裁でこの関係での判決が出たのには、同性婚を認めないのは違憲であるという判決が出されました。そういうことで、今全国的には似たような問題が出されていて、今回の札幌地裁の判決をベースとして変わっていくのではないかというようなお話ですが、実際にこういう違憲だという判断も示されております。

それと、国としても、今年5月28日付の新聞だったかと思いますが、LGBT法案を出すということでなったように見ました。そしたら、その明くる日の29日の新聞では、今国会では見送るというふうなことになってしましまして、何か残念な気持ちもしておりますが、国としてもLGBTに関係する法案もきちんと整備していこうという動きが始まったことは喜ばしいことだと思っています。そういうことももろもろ、いろいろ関心が高まってきた動き

が出ておりますが、やはりこの上峰町でも当事者がいらっしゃいますから、そういう動きがあると同時に、このパートナーシップ制度を取り入れて、繰り返しになりますけれども、そういう方々も安心して生活ができるような体制づくりをしてもらえれば、なお、住みたい町上峰ということにつながっていくものだと思っております。

そういうことから、先ほどそれぞれの課長からありましたように、いろんな機会を捉えて研修、あるいは講演会等もぜひ開催してもらって、皆さんが十分御理解を深めていただくように取り組んでいただき、そして、パートナーシップ制度をぜひ取り入れてもらいたいということを強くお願いいたしまして、この項は終わります。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

これで大川隆城君の質疑は全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

9番寺崎太彦君よりお願いします。

○9番（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいま議長より登壇の許可が下りましたので、ただいまより通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

それでは、大きな点、3点ありまして、まず1点目といたしまして、地域振興対策についてとして、質問要旨1として、中心市街地活性化事業の進捗についてとしてお聞きしたいと思っております。

この件に関しては、先ほど同僚議員から質問がありまして、また重複する点もあるかと思っております。また、この件に関しては、今回、9名の同僚議員が質問され、そのうち私も含めて8名の方が一般質問に上げておって、やはりこれは議員も含めて、住民の関心がよほど高いことかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、質問要旨2といたしまして、町道の改修、また側溝改修の計画について上げております。

町内には、町道の道幅が狭く、そして側溝の蓋がないというところを今、改修をしてあり

ますけれども、まだまだ残っているのではないかと思います、これからどのようなところをされていくのか、聞いていきたいと思います。

引き続きまして、質問要旨3として、坊所児童公園への遊具の増設また町有地への新たな遊具設置は出来るのかとして上げております。

坊所児童公園には、以前から町民の方から要望があつて、以前から一般質問を上げておつて、なかなか進まない、また、コロナ禍の中、大きく社会生活様式が変わった中、子供たちに関してワクチン接種ができないという中で、家の近所に町有地があるので、できれば少しでもいいから子供が遊ぶような遊具が設置できないかということをお聞きしまして、できれば今までなかったところに遊具を設置できないかということをお聞きしていきたいと思ひます。

続きまして、大きな点、2点目といたしまして、健康増進対策について。

今現在、コロナウイルスで生活様式が一変して、また、新聞やテレビでコロナウイルスの感染者数の数を聞いて、毎日一喜一憂している中、その中で、コロナウイルスから感染を防ぐということではないんですけれども、重篤化を防ぐということで、かなり効果があるということで、町民の皆さんも64歳以下の方はいつ頃打てるのかなとかいう話をお聞きしまして、それに関連しまして、また、最近の報道では、佐賀県がコロナウイルスワクチン接種、1回目全国でナンバーワンとなった報道を受けまして、新型コロナウイルスワクチンの接種事業の進捗の状況はといったところで聞いていきたいと思ひます。

それから、大きな点3点目、防災対策について。

かねてより消防団3部の格納庫移転という話があつて、当初予算では入っていないくて、今回、補正予算上がっていましたので、若干進捗が遅れるのではないかと思います、質問要旨1として、消防団第3部格納庫の新築工事の進捗状況はといたしまして、聞いていきたいと思ひます。

今現在、職員の皆さん等とコロナウイルスワクチンの接種事業で、職員の皆さんも大変多忙な中、また、議会等の答弁でかなり過重労働になっているかと思ひますので、手短かに終わりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、地域振興対策について、質問要旨1番、中心市街地活性化事業の進捗について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員の質問事項1、地域振興対策について、要旨の1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもつて御容赦願ひたいと思ひます。

官民共同事業体となる合同会社つばきまちづくりプロジェクトは、本年4月23日に登記設立をされました。今後はこの合同会社つばきまちづくりプロジェクトが中心市街地活性化事業を牽引していく事業体となります。現段階では、組成後の内部規律を確立しつつ、予定されているプロジェクトの資金調達を図るため、金融機関等の感触を探っております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

合同会社で決めていくということなので、スケジュール等がなかなか分かりにくいんですけども、去年の6月に中心市街地活性化事業でL A B V方式に関する民間事業パートナー募集要項の中に事業推進スケジュール予定としまして、項目としてL A B V方式の法人設立、令和2年12月、また、項目2つ目として、開発計画の策定開始、令和3年1月、また、項目3番目として開発工事、令和3年6月開始、また、項目4点目として、開発地の部分オープン、これは事業体との協議による、また、5点目、開発地の全オープン、事業体との協議によるとあります。

これは法人設立がコロナで遅れると何か言われて、確かに4月にできて、これは予定なんですけれども、課長のスケジュール感としては大体こんな感じで進んでいくんですか。ここに開発事業策定開始が令和3年1月でしたので、5月ぐらいから策定に入られているかと思えますけれども、4か月、5か月遅れのような感じで、大体進んでいくという感じで、予定なんですけれども、やっぱりここは町民の関心も非常にあるので、そこら辺は課長の感覚としてはちょっと言えないものでしょうか、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ちょっと感覚でということではあったんですけども、なかなか申し上げにくいところではございます。もちろん、私ども行政の持っている感覚、それとあと民間事業者さんたちが持っている民間としての感覚というのも、いろいろお話をする中では大分スピード感に違いがあるなというのは十分認識をしているところでございます。ですので、まさに今、そういったところをすり合わせをしている状況でございますので、今ここで私が何月ですよ、どこからどのくらいですよということ自体もエビデンスにかいてあるのではないのかなというふうに思っております。

ですので、そういった状況をこういった公の場で私がちょっと自分の思いだけで言ってしまうのも、それはそれで無責任なんではないだろうかというような思いもございますので、そういったところをきっちりすり合わせをした上で、以降、肯定的なものとかも合同会社内で検討されることかというふうに思っておりますので、そういった際にアナウンスがあるだろうというふうに思っております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

なかなか事業推進のスケジュールがなかなか見えにくいということなんですけれども、この中心市街地の公共施設と民間施設がありまして、この公共施設の中の運動施設に関しては、事業者というよりも、行政が中心として引っ張って、この建設に当たって施設の老朽化等々も原因としてあったので、できればスケジュール的に目標を立ててしていかないと、今の既存の施設の兼ね合いもありましようけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いろいろ開発事業水準一覧をもとに御提示を差し上げているところがございますけれども、施設機能として、公共施設であったり、民間施設であったり、共有施設であったりというようなカテゴリー分けをして過去に御説明したことがあるかというふうに思っております。公共施設の割合が強いところというのは、相当数を恐らく占めるんだろかなというふうには思っているところでございます。

各プロジェクトごとに今後ちょっといろいろ動いていくだらうというふうに思っております。私ども上峰町としても、やっぱり意見は当然言っていきますし、あるいは牽引するところは当然牽引していくというようなスタンスで臨んでいきたいというふうには思っておりますので、そういったところなるべく早期のうちにまとまるような形でこちらのほうもいろいろ努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

それからまた、民間事業パートナー募集のとき、民間から企画提案等、提案されて、そこを検討されて、なかなかそこを全部全てオープンにするというわけにはいかないとは思いますが、できればその一部分でもこういう感じでできますよとか、発信とかできないものかと思えますけれども、どうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに選考する際に企画提案書という形で、それをもとに審査を行ったという経緯がございます。それにつきましては、民間さんのノウハウが詰まっているというようなところでもございますので、なかなか一般に公開というのは多少ちょっと気が引けるところではございます。

また、そういったノウハウを生かしつつ、今後は合同会社のほうが設計等を発注していくこととなります。ですので、そういったもんだ結果というのが、設計という形で今後出てくるだろうと思っておりますので、そういったところが皆様方にお披露するタイミングの一つではないだろうかというふうには考えているところでございます。

ただ、そこも合同会社のほうからまずはアナウンスをしていくような話になるだろうというふうに思っておりますので、合同会社が発出後に町のほうからも発出をしていくような形

になるんだろうというようなイメージで考えております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

なかなかちょっと具体的にまだまだ見えないところもありますけれども、町のホームページに合同会社の設立等をアナウンスされております。先ほど全協なんかでももう少し行政、情報発信をしていかなければいけないのではないかとということもあり、ホームページでありましたけれども、デジタルで発信するのもいいんでしょうけど、アナログ的に町民に対して発信する方法とか考えはありますでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まさに組成されました合同会社のほうが事業のけんやく、あるいは事業の中心的な核を担っていく官民共同事業体になっておりますので、情報の発信の仕方でも合同会社内でどういった発信が一番いいんだろうかというのは当然、検討されることになっていくだろうというふうに思っております。

ですので、合同会社が発出するような内容に関して、当然、町のほうにもそういった合同会社が、今度こういうのを発出するというような話が恐らくあると思いますので、そういった際に町のほうからも二次利用という形で発出をするというような形になるだろうというふうに思っておりますので、そういった意味では複層的にいろいろな媒体を使ったところでのその検討がなされた結果に応じたところで、発出ができるものではないかというふうに考えております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

今回、中心市街地活性化事業、かなり大規模な事業になると予想されております。それに関して、佐賀県内で今度の東部環境施設組合、ごみ処理施設の工事や嘉瀬川ダム工事等で暴力団排除協議会等がつくられておるようです。今回、この中心市街地も町内、町外の業者等々も参画するのではないかと思います、このように暴力団排除協議会等々、つくる考え等はあるのか、ないのかお示してください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに大きな事業ではございますので、そういったところも検討していかなければいけないだろうなというふうには思っておりますが、それは私ども上峰町としては合同会社のほうにそういった意見を申し述べるというような形になるだろうというふうに思います。

また、合同会社内でも現在の組織体制とか、あとは内部規律、こういったところの拡充というものを今、やっているところでございますので、そういった中で折に触れてそういう御意見は差し上げたいなというふうに思っております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

やはりこの中心市街地活性化事業は、住民の期待がいっぱい詰まっている事業ですので、情報発信等をしっかりされていってください。

それから、ちょっと要望ですけれども、中心市街地のところが草木がかなり繁茂して、隣接の住宅街等々、樹木がかなり伸びているところも見受けられますので、町の中心地であるから、余計きれいにしたいほうがいいと思いますけれども、この維持管理は合同会社でしていくのかと思いますけれども、その維持管理等はどのようにされていくか、よろしく願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現物出資をする前に上峰町の財産だった頃には、私ども職員数名で何回か刈りに行ったというケースがございます。ですから、時節柄、もう大分繁茂してきているなどというのは感じているところでございました。

そこで、ちょっと開発とかのこともいろいろ考えなきゃいけないんですけれども、ちょっとどの程度投資ができるかだとか、どういった形で維持管理をしていくかというのは、合同会社の中でも十分議論を尽くすところがあるかと思えます。

ですので、そういった際で合同会社の中でいろいろ協議を尽くされることかと思えますので、私どものほうからもその辺に関しては、一旦、お話は差し上げているものの、再度またそういったところも話をしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

維持管理に関して、進捗の具合が全く見通しがないので、すぐ事業開始になるか、何年か、その前になるかで、やはり上峰町の中心地でありますので、維持管理は適切に行って、合同会社で決めていくことなんですけれども、町は50%決定権があるので、そこら辺はしっかり意見をまとめてそのようにやってもらいたいと思いますけれども、もう一回よろしければ答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

状況等も勘案しながら、いろいろ意見を申し添えたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

○9番（寺崎太彦君）

最後に、よければ町長選挙で町長、中心市街地推進、人一倍意欲があると思いますので、ぜひともこの場で中心市街地にかける思い等があれば、一言お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

合同会社が4月23日に設立されて、私自身が気をつけなければいけないのは、今後、私が代表のようなふるまい、言質を慎んでいかなければいけないと考えております。私がやるべ

きことは、合同会社の議論を円滑に進めていくよう、町の行政もその関わりを持っておりま
すので、その方を通じて働きかけをしていくということになると思います。

今、この合同会社については、設立後、内部規律をつくりながら、ファイナンスについて
いろいろ協議、あるいは面接をされている現状だと聞いております。町でできることがあれ
ば、御紹介、マッチング、そういったことを重ねていながら、できるだけ早くこの合同会
社が解体を進め、新たな施設整備ができるように努めていく所存です。

先ほど課長が申しました草刈りについては、もう先般の議論の中でも言われていることだ
と思っておりますので、再度、その合同会社の業務執行社員会の中で伝えていただくように
お願いしてまいりたいと考えております。

○9番（寺崎太彦君）

また、中心市街地、あの場所が以前のように人の集まるようなところ、町民ができてよ
かったと思えるような施設をぜひとももう一度つくり上げていただきたいと思います。

この項に関しては、以上で終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、町道の改修、また側溝の改修の計画について、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、寺崎議員の質問事項1、地域振興対策について、質問要旨2、町道の改
修、また側溝改修の計画についてという御質問に対し、お答えいたします。

まず、舗装については、平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債に平成30
年度から対象事業として簡易アスファルト舗装が追加されたことにより、この事業債を活用
し、町道の舗装工事を実施しているところです。

この事業債は、充当率が90%、交付税算入率が財政力指数に応じて30%から50%、事業期
間が令和3年度までとなっており、今年度につきましても当該事業債を活用した舗装工事を
計画しております。

また、御質問にあります側溝についても、交通状況の変化や、早い時期に形成された住宅
地域の側溝等の老朽化が進んでおり、修繕や更新が必要な箇所があることは十分に認識して
いるところです。

こちらにつきましても、今年度については、舗装同様に事業債の活用による修繕や更新を
計画しているところでございます。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど高島課長から、計画的にやっていくということでしたので。

まだまだ側溝の蓋等がないようなところが見受けられますので、夜間になりましたら側溝

に車が脱輪したり、歩行者や自転車が落ちるおそれがありますので、しっかり側溝の蓋等はやっていただきたいと思います。

以上で、この項は終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、坊所児童公園への遊具の増設、また町有地への新たな遊具設置はできるのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員の質問事項1、地域振興対策について、要旨の3に関して答弁をいたします。

当室所管の坊所児童公園に関して答弁を申し上げます。

遊具の増設に関して可能かどうかとの御質疑かというふうに思いますが、結果から申し上げますと可能と考えています。

坊所児童公園の利用状況については、お子様連れの子育て層であったり、児童、年配の方まで幅広く利用なされております。また、公園滞在中の利用方法も様々だというふうに認識しております。

コロナ禍の状況でもございますけれども、その推移やコロナウイルス終息後の公園の在り方や、公園としての資源をどう活用するかなど、中期的な見通しも必要かというふうに考えております。

もちろん、遊具増設という考え方も含まれてはおりますが、いずれにしても利用しやすく親しみやすい、周囲とも調和の取れた環境を構築していくよう検討していきたいというふうに考えております。

以上、寺崎議員の質問答弁を終わります。

○財政課長（川原俊史君）

皆さんこんにちは。私のほうから寺崎議員の質問事項1、地域振興対策について、要旨の3について答弁いたします。

財政課としましては、住宅開発の際に町に寄附された緑地の遊具を所管しておりますが、近年の住宅開発の緑地については、開発者、もしくは地区に管理をお願いしているところで。そのため、地区から御要望があれば遊具設置の検討を行っていくことになると考えております。

なお、今回の補正予算で2か所の住宅開発の緑地について、遊具設置の工事費を計上しております。

以上で、寺崎議員の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど答弁で遊具の設置2か所という答弁があり、非常にうれしく思っております。また、

創生室長より、坊所公園の遊具の設置について可能ということで答弁があり、ぜひとも今後、設置に向けてしていきたいと思います。

近年、子供の体力や運動能力の減少が続いているとお聞きします。例えば、平成元年と、それから平成元年の子供さん、平成25年の10歳児を比較すると、主要な項目で体力や運動能力がかなり低下しているとの指摘もあり、やはり遊びを通して体力や運動能力の向上を図るという面もあるのかなと思いますので、ぜひとも遊具設置のほうに努力をしていただきたいと思います。

また、近年であれば、みやき町の公園に遊びに行くとか、コロナ以前はされていたかと思いますがけれども、今、このような状況で、なかなか先ほども言いましたけれども、一番最初の頃はワクチンウイルスは18歳以下は打てないと言われていたんですけども、最近では12歳から打てるんじゃないかとか、そういった話もありますけれども、12歳以下はどうしてもワクチンが打てないということで、なかなかちょっと遠い公園には子供を連れて遊びに行くということは、なかなか厳しい状況なので、できれば今までこういった小さい子供の遊具設置はなかなか進んでいないのが状況かと思っておりますので、ぜひともしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、先ほど財政課長が答弁されていましたが、補正予算ですね、また施設管理費で850千円と小規模児童公園遊具設置工事824千円上がっておりますけれども、これは遊具設置の関連なのか、そこら辺、分かれば教えてください。

○財政課長（川原俊史君）

先ほど今回、補正予算に上げているものと関連があるかというような御質問だったかと思っております。

今回、計上しております遊具設置工事につきましては、まさしくその予算になっておりまして、前牟田地区及び下津毛地区につきまして、住宅開発のときに設置されました緑地について、遊具を設置したいと考えております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

本当に先ほど設置してもらえるとということです。

遊具や運動器具は、子供たちにとって楽しい遊びを提供する大切な道具です。遊びには、ある程度危険が伴うもので、この危険への挑戦が楽しみにつながって、これが危険を回避する予知や危険を回避する能力につながると言われております。

危険が何でもいいというわけではありません。遊具等の適切な管理や点検で事故を未然に防ぐことができますので、町民のニーズを反映して、町有地の新たな活用や、また遊具や遊びで子供を育むような行政をしていってもらいたいと思います。

これで、この項は終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

健康増進対策についてということから、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様こんにちは。寺崎議員の質問事項2、健康増進対策について、要旨1、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況はについて答弁いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種については、3月31日から65歳以上の対象者、2,603人に接種券を送付しました。4月1日から予約受付を開始し、5月31日現在で1,978人、約76%の方が予約を完了しております。

接種に関しましては、4月19日から医療従事者への接種、4月27日から町民センターでの集団接種、5月7日から高齢者施設での接種、5月15日から医療機関での個別接種を開始しました。6月6日現在で1回目の接種をした方が1,125人、約43.2%、2回の接種が完了した方が188人、7.2%となっております。医療機関と連携しながら7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種が実施できるよう進めてまいります。

今後のスケジュールにつきましては、6月末から60歳から64歳の方、障害のお持ちの方へ接種券の送付をし、7月上旬から予約の受付を開始したいと思っております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

上峰町で1回目接種が終わったのが1,125人、パーセントは43.2%、2回目が188名、7.2%ということです。

それで、現在、76%の方が予約完了ということで、あとの残りはどのようにになっているのか、また、希望されていないのか、もしくは何かしら行政から予約ができていませんよとかアプローチしていくのか、残りの予約が完了できていない方にはどうやっていかれるのか教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

残りの方の対応についての御質問だったかと思えます。

直近でいきますと、先週末で2,011件、約77.3%の方の予約が完了しております。

接種につきましては、希望者に対してあくまでも接種をするということになっておりますので、今後は広報誌等でお知らせをしながら、残りの希望されていない方については周知を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

コロナワクチン接種は、本人による希望という形を取るということです。残りの方が希望されないのかもしれませんが、中には、忘れていたりとか、ちょっと何かしらの都合でできなかったのかもしれませんが、ぜひともそこら辺の周知はお願いいたします。

それから、集団接種が上峰町は4月27日から開始になっていて、1週間のうち2回、そして、5月、6月、7、8、9月の2週目まで予定しております。上峰町の場合は、65歳以上が、国では7月末に終わる自治体、日本全国では93%が完了するであろうと言われております。九州では87%、8月中には9%、9月以降でも4%が九州内で完了すると言われておりますけれども、上峰町の場合は65歳以上がどれくらいまでに終わるのか、予想がつけば教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

国が7月までに65歳以上の方を接種が完了するということをめどにということを示されていると思えます。

今現在、上峰町で先ほどお示しました2,011件の方については、第1回目の接種が7月10日ぐらいまでに終わりますと、2回目を7月中に接種が完了することができることとなっております。

現在、予約をしている方については7月10日までに希望される方は第1回目の接種が完了するとなっておりますので、7月中に65歳以上の希望される方の接種については完了するめどとなっております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

7月中に終わるということで、少しは安心しました。

この集団接種の中で、予約をして、途中で何回かちょっと日にちの変更等々、かなりあったと思えます。その中で、この最初に言っていたときから日にちが変わって、そこら辺のちょっとトラブルがなかったのか、また、集団接種の中で副反応がどのようにあったのか。また、予約をしていたけどキャンセルされたとか、そういったのはどのように対応されたのか教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいま集団接種でのトラブルの件、それから副反応の件、キャンセルの件ということで、3点ほど御質問をいただいたかと思えます。

集団接種におきましては、個別接種も含めてですが、当初、最初は5割ぐらいではないだろうという見込みを立てておりました。ところが、感染が拡大すると同時に、ワクチン接種が有効であるということが住民の皆様にも伝わっておりまして、徐々に予約の件数というのが増えてまいりまして、今の状況に至っております。

7月末までに国がめどを立てるようということがございましたので、医療機関の先生方と調整していただきまして、接種の枠や日数を増やすことで7月めどに終了することを目的に調整をまいりました。なので、最初の予定よりは前倒しのほうで調整をさせていただき、住民の皆様には早く打てる状況をお伝えをし、連絡、調整をした経緯がございます。そこについては、早く打ちたいという住民の方が多うございましたので、特にトラブルはございませんでした。

次の副反応についてですが、若干腕の腫れですとか赤み、それから倦怠感ですとか、そういうものは住民さんから聞き及んでいるところでございます。特に大きなアレルギー症状があられた方とかは現在、いらっしゃいません。

それから、キャンセルにつきましてですが、キャンセルにつきましては、ほとんどキャンセルあっていない状況がございまして、皆様希望どおりの予約時刻に来ていただいて、接種を受けていただいている状況でございます。早めに調整が必要と言われた方については、日程の調整をこちらのほうで、事務局のほうで調整をいただいているところでございます。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

予約の前倒しとか、そういったことをされて、大きなトラブルがなかったということで非常に安心して、また、副反応もなく、また、キャンセルもほぼなかったということで、コロナウイルスワクチンの無駄がなかったということで非常に安心しております。

それでは、7月末までに終わる自治体は、その自治体ごとに優先順位をつくって、それ以降のワクチン接種を自治体ごとに策定できるということですので、上峰町の場合はどうにお考えなのか、優先順位をつくっていくのか、お知らせください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

上峰町の優先順位の考え方でございますが、まず、第2段階としては、先ほど申し上げました60歳から64歳の方、それから身体障害者をお持ちの方、それから基礎疾患をお持ちの方、慢性の心臓病や腎臓、肝臓病等がおありの方については申出を行っていただき、接種をするようになっております。

また、当町としましては、先ほども言いましたが、高齢者の施設については、ほぼ1回目の接種が完了しておりまして、それに伴いまして、介護福祉施設の従事者についてもクラス

ターの予防等から入所者の方と同時に、並行して接種を行っていただくようにしております。随時、今、進めているところでございます。

その後につきましては、現在、職域接種ですとか、大学での接種が進んでおりますので、7月に入りまして、その下の年代の方たちにも接種券の送付をしようと、今調整をしております。世代、段階に応じて受付をしようと今調整をしておりますけれども、その他、エッセンシャルワーカーと言われている方たちにも今後、協議をしながら進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど優先順位の考え方ということで、60歳から64歳、それから基礎疾患をお持ちの方、福祉施設の職員さんと言われました。私は、できれば集団接種に職員の皆様もお手伝いをされていますので、職員の皆様方、それから学校の先生方、それからまた幼稚園の保育士さん等々もやっぱり、そこもちょっと優先したほうがいいのかと思いますけれども、そこら辺の考えはどうでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

学校の教職員の先生方、それから保育士、役所の職員等、こちらについて先ほど申しあげましたエッセンシャルワーカーへの接種になるかなと思います。第2段階の接種を進めながら、そちらの接種についても今後、調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

集団接種のとき、職員の皆さんとかお手伝いをされるので、ぜひとも打って行って、感染しないようにしなくては集団接種自体ができなくなるので、ぜひともそこら辺、お願いしたいと思います。

それから、子供たち、一番最初は18歳以上と言われていましたけれども、最近、ファイザー製は12歳以上有効性があるということなんですけど、ある自治体は12歳以上の子供たち接種もされておるといことなんですけれども、上峰町はどうでしょう。

○健康福祉課長（江島朋子君）

子供さんの対象者の取り扱いについての御質問かと思います。

これまで16歳以上ということで国が示しておりました対象者ですが、5月31日に続いて、国の手引の中で、12歳から15歳の方が対象ということで対象者が拡充されました。そこにつきましても、段階的に進めたいと思っております、接種券の発送等については、今、12歳から15歳の方も対象に入れたところで準備を進めております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

了解いたしました。

ちょっとまた戻りますけれども、65歳以上が終われば60歳から64歳、基礎疾患や優先的ということでありました。上峰町では違いますけれども、佐賀市では64歳以下の方が今月下旬に接種券を配送するということでした。上峰町の場合はその優先順位の方々が終わればそれ以外の方が接種になるのか、ちょっと順序的にどのような順番になっていくのか、想定してあれば教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

65歳未満の方、60歳から64歳の方については、先ほど少しお伝えしましたが、6月の下旬に接種券を発送する予定としておりまして、7月上旬からの受付をしたいと考えております。

その下の年齢の方については、一斉に7月に入りまして接種券を発送したいと思っております。職域での接種等、進んでおりますので、そちらについて対応するものでございまして、接種の進め方については国が示しております年代別を基本としながら、エッセンシャルワーカー等も協議をしながら皆様にお知らせできる時期が来ましたら広報誌等でもしっかりお示しをしたいと考えております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

優先的に60歳から64歳、それから60歳以下というような流れかと思えます。その場合も、集団接種を基本的にするのか、町としてはどのようになるのか。また、65歳以上じゃなくて65歳以下の場合、なかなか現役世代でもあるし、65歳以上と比べれば仕事をされてあるとか、いろいろ同じような感じではなかなか厳しいのかなて。佐賀市の場合は夜間も接種してあるとも聞いております。そこら辺の考えはどのようにされるのか、お知らせください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

まず、接種の体制の考え方でございますが、これまでと同様に集団接種と医療機関での個別接種の併用をと考えております。

今現在、個別接種では、医療機関によって曜日は異なりますが、月曜日から土曜日まで接種をしていただいております。今後、やはり現役世代の方が増えるということで、時間外はどうだろうかとか、土日の接種はどうだろうかというお話もほかの自治体からもそういう休みの日の接種ということも実施されていることは伺っておりますが、医療機関の先生方とお話をさせていただいたときに、やはり緊急時の対応、これが休日ですと手薄になるということがありました。今、職場での接種ですとか、接種を打つ時間帯については、各企業様で勤務時間内とみなすですとか、接種時間についてはペナルティーをなしに中抜けの時間を認めるとか、そういう動きもかなり広まってきてございます。

そういうところも鑑みまして、町内の医療機関方の先生に御相談をさせていただきながら、その辺についても調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

いろんなところと連携して適切にやってください。

また、上峰町内にも、中には外国の方がお住まい、問診票等は日本語だけなので、そこら辺の対応はどのようにされるのか、分かれば教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

外国人の方の対応ですが、接種券の中にチラシ等を同封をしております、その中に多言語で対応するような案内をさせていただいております。そちらのほうで周知をしていきたいと思っているところです。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

今回、コロナウイルスワクチンの質問するとき、いろいろ病院の先生等とお話を聞かせてもらいました。お話を聞いた中、65歳以上はあんまり副反応は出ないと。逆に若い世代、男女関係なくかなり熱が出るとお聞きしまして、中には2回目の接種のとき、解熱剤を一緒に出したとか、若い男性の方もかなり熱が出たとか聞いております。ですので、今後、64歳以下される場合は、そこら辺も情報は入っていると思います。そこら辺は十分気をつけてやってほしいと思いますが、そこら辺はどのようにされるのか、副反応が最初は女性が副反応が多いとか私も聞いていましたけど、実際、若い人は男女関係なくかなり熱が出るみたいだよとは聞きましたけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

若い世代の方の副反応についてでございますが、今、接種が完了された医療従事者の方についても、様々お話は伺っているところでございます。

やはり発熱等のお話も時々お伺いいたしますが、対応としましては、集団接種会場、それから個別接種の医療機関でも緊急用の薬品等も準備をさせていただいているところでございます。反応が出た方ですとか、今後、具合が悪くなりそうだということの方の対応につきましては、医師の先生方に調整をさせていただきまして、医師の先生の指導のもと、その住民の皆様には個別に対応するようにしております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

65歳以上の76%予約完了、それ以外の方が今後そんな副反応とか、中には様子を見られている方もおられると思います。実際、自分の知った医療関係者もちょっと様子見よかんと、早めに打つとは怖いとかですね、そういった話をされる方もおられますので、そこら辺の情報を出しながら、なるべく多くの方に打ってもらえるようにしてもらいたいと思います。

一番最初に言いましたけれども、このコロナウイルスワクチンを打ったら感染しないとい

うわけではなくて、重篤化しないということです、なるべく多くの方に打って、以前のようにマスクをしないような社会になることが大切かなと思いますので、ぜひとも周知徹底をして、多くの方に打っていただきたいと思います。この件はこれで終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、防災対策について、質問要旨、消防団第3部格納庫新築工事の進捗状況は、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（矢動丸栄二君）

寺崎太彦議員の質問事項3、防災対策について、質問要旨1、消防団第3部格納庫新築工事の進捗状況はという御質問に対し、お答えいたします。

令和2年度に第3部格納庫新築に伴う実施設計書の作成を終わり、今後、議会の一般会計補正予算で、消防団第3部格納庫新築移転工事36,465千円と、工事に伴う工事管理業務委託1,540千円を計上させていただいております。

本会議の予算可決後に建築確認申請等の手続を行い、確認申請が下り次第、工事の入札を開始したいと思っています。その予定時期が7月下旬から8月の初旬になるかと思っております。その後、工事管理業務委託契約を結び、約6か月間を余裕を持って、6か月取って9月から2月の間の建築期間を持って2月に完成をし、引渡しの計画の契約をして考えております。

以上になります。

○9番（寺崎太彦君）

以前は今年の12月中に完成という話をお聞きしていたかと思えます。今年度中には完成ということで大丈夫ですか。よろしいですか。

○総務課長（矢動丸栄二君）

先ほど申し上げたとおり、建築期間を余裕を持って半年間見ておりますので、遅くとも9月に入札が終わって、9月に工事にかかれば、早ければ1月中にもできるかと思っております。

以上になります。

○9番（寺崎太彦君）

それを聞いて安心しました。

今、建設予定地ですかね、今現在、あそこの上峰町の駐車場は、いまだにあそこは三樹病院に駐車場は貸してありますでしょうか。

○総務課長（矢動丸栄二君）

今現在、予定地の駐車場のほうは、もう町のほうで今、管理をさせていただき、町のものになっております。

以上になります。

○9番（寺崎太彦君）

以前、借りてあったところをよく通るんですけども、いまだにあそこは職員駐車場で看板を立てて、またロープを張ってあるんですね。まだいまだに貸してあるのかなと思っておりました。もう貸していないならロープ等を取って、皆さんとめられるようにしたほうがいいのかなと思いますけれども、答弁のほどよろしく願いいたします。

○総務課長（矢動丸栄二君）

アスファルトのところの駐車場だと思います。9月からは工事に当然入りまして、うちのほうで優先的に工事車両等の受入れをしたいと思います。その間の用途なんですけれども、今、コロナワクチン接種のほうを町民センターのほうで火曜と木曜実施していきまして、その砂利の駐車場のほうが今、職員も止めまして、それプラス予防接種の方々の駐車場ということになっておりまして、今、職員の駐車場を建設予定地のアスファルトの駐車場のほうに、火曜と木曜を優先的に極力向こうに止めて、砂利の駐車場を空けようという今、実施をしているところでございます。

出入口というのは、北側のほうですね。出入口のほうから出入りはできるようになっておりまして、その砂利とアスファルトの境のほうのロープはそのまま設置をしている状況でございます。そういうのはまた管理の財政と協議しながら、砂利とアスファルトをつなげていくのか、そのまま、このままの状況で利用していくのか等を検討していきたいと思います。

○9番（寺崎太彦君）

何かその砂利とアスファルトのロープを外しても別に問題ないんじゃないですか。何か財政と協議——別に一般質問が終わって外せばいいのかなと思います。どうでしょう。

○総務課長（矢動丸栄二君）

ロープを単純に外せばという御意見でございます。

はい、おっしゃられたとおり、ちょっと今、財政のほうと協議させていただきまして、取り外すように決まりましたので、よろしく申し上げます。

○9番（寺崎太彦君）

迅速な対応ありがとうございます。

関連なんですけれども、この3部が完成すると、2部と4部、ちょっとこうそういではないんですけど、常々ちょっと話して、2部の方と4部の方、早急に建替え等々は別にそんな必要はないのかなとか。でも、ちょっと消防格納庫の拡充ですかね、いろいろ何かしてもらえたらいいのかなという話もお聞きします。できれば2部、4部のここが不便だというところがあると思いますので、そこら辺、なかなか今はコロナで集まるということができないかもしれないかもしれませんけれども、ちょっと団員の2部、4部の方の意向も調査しながら対応してもらえたらいいのかなと思いますけれども、そのような総務課長として、どうなのかなと思いま

すけれども、ちょっとそこら辺お聞きします。

○総務課長（矢動丸栄二君）

そうですね。1部がまず終わって、第3部格納庫が今年度できると。あと、2部と4部の格納庫は平成元年以来の老朽化、ということで。私は2部に所属していますけれども、4部の中でもほかの1部の格納庫を見に行ったらこういうのがあったよとか、トイレがあるよとかいう、ちょっと格納庫としてもトイレがないというのが一番問題だと私は思っております。最低限そのトイレ等をまず2部、4部、早くするべきかなと思っております。また、その小さなというか、環境的なものにつきましても、2部、4部、またその他の部を聞きながら、できるところ、また早くできるところは早くできるということで対応したいと思っております。どっちにしろ区長会議とか、そういった中で、また各団員さんの御意見を集約していただきまして、部長会議の中で、また団長を含めた会議の中でいろんな話を集めたいと思っております。

以上になります。

○9番（寺崎太彦君）

近年、消防団もなかなか団員減少が続いていると思います。できれば、先ほど課長が言ったとおり、団員の皆様にいろいろお話を聞かれて、こんなのが欲しいとかいろいろあると思いますので、ぜひともそこら辺は協議して、すぐにはいかないかもしれませんが、意見を集約して、できれば消防団員の待遇改善等々、しっかりとやってほしいと思います。以上、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

これで寺崎太彦君の質問が終わりました。

次へ進みます。

4番吉田豊君。

○4番（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。4番吉田です。しばらくの間、お付き合いをお願いいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策に日夜努力されております町長以下職員の皆様に敬意を表したいと思います。

関連事業で他町の対応について住民より苦情が殺到している事例を紹介したいと思います。ワクチン接種予約の方法であります、スマートフォンかパソコンに限る予約受付が隣町のみやき町でも実施されたそうですが、65歳以上の優先接種者がスマホを持っていないとかパソコンが使えないということで住民からの不平不満が出ているようです。我が町は電話での対応でスムーズにワクチン接種予約が行われていると推察します。大変喜ばしいことと思っておりますが、本当にお疲れさまです。

さて、皆さん御案内のとおり、去る3月の町長選において現武廣勇平町長が4選を果たされ

ました。大変おめでとうございます。しかし、選挙結果を見ますと、前回の得票数は3,674票、投票率は66.74%で、今回は得票数が3,090票、投票率は70.91%であります。投票率は上がっても得票数が下がっておりますが、これがどういう意味を持っているのか、やはりもっともっと住民の声を町政に取り入れるべきだと私は思います。十分に配慮され、町政のかじ取りをお願いしたいということを申し上げて質問に入りたいと思います。

まず、通告順に従いまして質問申し上げます。

まず、1番目に中心市街地の開発ですが、この点については6月11日の全員協議会並びに今朝の執行部からの説明資料で大体の私が質問する内容が把握できましたので、この点については省きますが、角度を変えて、この中心市街地にコストコからの進出の話もあったように聞き及んでおります。その点についてどういう状況で進出に至らなかったのか、それについて説明をお願いしたいと思います。

2番目といたしまして災害対策です。

まず、災害対策の1番目には避難所への避難道路の確保状況がどうなっておるのかということでございます。町内には大雨のとき冠水する道路が多くありますが、何か所ぐらいあるのか、また、総延長はどの程度になるのか、お尋ねをいたします。

それから、2番目といたしまして、庁舎北側の町道の北に今回三樹病院の駐車場ができておりますが、ここの冠水対策について、町道の冠水対策についてはどのように考えておられるのかを質問いたします。

また、3番目といたしまして外記のため池の調整池機能の活用対策はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

質問事項の3番としてフードショックでございます。

まず、1番目にフードショックという言葉聞いたことがあるのかどうか、また、それはどういう意味を示しているのかをお尋ねいたします。

4番目といたしまして老人福祉対策です。

老人の健康づくりに各種事業を展開していただいておりますが、その費用対効果はどのようになっておるのか、分かる範囲内で結構ですので、お示しをいただきたいと思っております。

それから、2番目といたしまして後期高齢者医療の自己負担割合が先日の国会で確定いたしました。1割から2割への引上げが決まったようでございますが、私としては老人福祉対策として現在の1割負担というものを維持できないのかどうかということをお尋ねいたしたいと思っております。

それから、5番目といたしまして学歴詐称の問題でございますが、さきの議会で私の質問に対し、第三者委員会の設置をして調査をするというふうなお答えをいただいていたと思っておりますが、その後、どのような形で、いつぐらいに設置をして調査に入ってもらえるのかをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、中心市街地開発、質問要旨の1番、合同会社設立年月日、登記簿謄本の内容は、執行部の答弁を求めます。（「1番から3番は全協の中で説明を受けたので、分かりましたので、これはカットして、コストコの話があったけんが、その分について説明をお願いしますと言いました」と呼ぶ者あり）そいぎ、質問要旨の1番は全部外すということ。（「そうですね。その関連として中心市街地にコストコが進出するような話があったもんですから、それがどうして没になったのか、分かる範囲内で結構ですので、それについて説明をお願いします」と呼ぶ者あり）

ちょっとようと意味が分からんけど、そいぎ、中身についてどういうことですか。（「コストコが中心市街地のところに来るような話を聞いておったんですが、全然その話が見えませんが、どういう話でそうなったのか知りたいので、分かる範囲内で結構ですので、お知らせくださいということですよ」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。じゃ、ここの中身を全部変えるということですね、消すということですね。でも、この場合は事前に説明をしてもらわないと、議場でそれを変えてもらっても非常に困ります。今後はその辺を注意してください。（「以後、注意します」と呼ぶ者あり）

今、吉田議員のほうからコストコと中心市街地に変えたという、その答弁を求めておられますが、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

各企業さんですね、いろいろお話あるかとは思いますが、基本、出店するところの要件だったり、その出店先のところのリサーチなんかはひょっとしたらいろんなところをされているのかもしれませんが、基本的にはそういう企業戦略上の話になってきてしまうんですね。ですので、ちょっと個々の案件の個別具体的なことに関しての部分というのは企業さんのノウハウにも触れるところにもなるかというふうにも思いますので、こういった公の場でなかなかお話するのは、そういった例に限らず、全ての企業さんにおいてあまりちょっと適当ではないんだろうなというふうに思っております。答えにはならないかもしれませんが、そういったところで御容赦いただきたいというふうに思っております。

以上です。（「結構です。先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、災害対策、質問要旨の1番、避難所への避難道路の確保状況、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、吉田議員の質問事項2、災害対策、質問要旨1、避難所への避難道路の確保状況という御質問に対しお答えします。

これまで避難道路の確保に向けた取組として、町道のかさ上げなどの実施や今後調査測量等を行い、計画的な整備を進めていくことについて御答弁させていただいたところでございます。

この調査測量等につきましては、今回議案として上程しております補正予算に県補助金として流域治水推進事業費補助金として計上させていただいており、これを活用し、実施する予定でございます。

この補助金につきましては佐賀県が公表している資料を今回配付させていただいているところでございます。佐賀県流域治水推進事業費補助金は今年度新たに創設されたもので、河川流域全体の関係者が協働し水害を軽減させる流域治水対策の構築を図ることを目的とし、市町が実施する流域治水に関する調査に対する補助として補助率が2分の1以内となっております。事業内容といたしましては、浸水被害等の要因分析による課題の定量的把握や流域治水対策の検討などとなっております、佐賀県独自の補助金となっております。

今後この補助金を活用した調査等を基に避難道路の整備、確保に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、調査結果等につきましては防災主管課と情報共有及び連携を図っていきたいと考えているところでございます。

また、短い区間の道路かさ上げで効果が得られる箇所的な対応については、引き続き地区からの要望等を踏まえ対策を講じていきたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

私の質問の答えにはなっていないようです。というのは、令和2年9月の議会で同じ質問をしました。冠水道路の延長は調査済みで概算事業費は算出できますが、排水対策についても併せて計画することを考えて今後計画を進めていきたいという建設課長の答弁をいただいておりますね。これ議事録を見てきたので、間違いのないと思います。

私が言いたいのは、避難場所を設置して、ここに避難してくださいという連絡はするけれども、その避難所へ行く道路が冠水して行けないじゃないかと、そういう箇所がかなりありますよということで申し上げて、おととしと去年で2か年事業で野間口地区をかさ上げをしてもらったわけですね。次に深いところが学習等供用施設から聞法寺の北側の道路、私がちょっと頭の中にあるのでは、あと、寺家二ですね、お旅所の前辺りもかなり冠水します。最近ではその町民センターの北側、役場の北側の道路、これも約30から40センチぐらい冠水します、大雨のとき。以前も申し上げたんですが、30センチ以上冠水しますと、軽のトラックでもマフラーがつかります、マフラーがつかりますと、エンジン停止します。昨年

やったですか、佐賀市内でもマフラーが冠水してエンジンが止まってそのまま下水のほうに押し流されて死亡者が出たというふうに記憶していますけど。

だから、防災マイクでどこどこに避難所を設けておりますので、避難してくださいと幾ら放送しても、そこに行けないじゃないですか。だから、そういう冠水対策を早急に年度計画を立てても実施すべきじゃないですかと言うたら、先ほど言うたように、令和2年の9月の答弁では、道路冠水対策だけじゃなくて、排水まで考えてせにゃいかんけんがちょっと時間を下さいということだったんですね。だから、その調査自体はできているから、何か所が道路かさ上げが必要で、総延長が何キロになるぐらいの数字はもうつかんであるはずなんですよ、建設課ではね。だから、それを今何か所で何メートルぐらいあるんですかということを知りたいんですが、そのことを教えてください。

○建設課長（高島真幸君）

建設課で把握している冠水箇所、また、延長ということで御答弁をさせていただきたいと思います。

建設課が把握しています過去の水害の件で道路冠水している箇所、区間につきましては、おおむね2キロ程度ということで把握しております。令和元年度から昨年度まで実施した道路かさ上げ等をした区間が約400メートルとなっております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

じゃ、その中に恐らく先ほど私が言いました前牟田学習等供用施設から聞法寺のところへの道路冠水も把握されておると思うんですよ。元年から2か年で碓地区と野間口付近を終わったわけですね。じゃ、当然、冠水の深さの深いところからされていくはずですから、今年はどこどこをどのようにしていくのかをお尋ねいたします。

○建設課長（高島真幸君）

今年度事業計画として今回の補正予算に計上させていただいているものでございますが、先ほど申し上げました佐賀県流域治水推進事業費補助金を使いまして大字前牟田地区の浸水被害がある区域についての調査のほうを実施したいと考えております。

また、箇所的な区間につきましては地区要望に基づきまして道路かさ上げ等の実施等を計画しているところです。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

今言われたのはこの事業でということですね。あのね、課長がもともと出身は九丁分ですから、九丁分も以前はよう切通川の堤防が決壊しよったけんね、洪水の恐ろしさは多分承知されていると思うんですけど、ちょっとあまりにも悠長過ぎる。もうちょっとね、これは防災対策ですから。もちろん補助金を使えるのは補助金使った方がいいですよ。じゃ、その分だ

け今から前牟田地区ば調査すると、それはどういうことですか。どこがどの程度冠水するかというのはつかんであるわけでしょう。じゃ、深いところからしていくよりほかなかなかじゃなかですか。もう少し緊急度を持って対応してもらわんと、住民はたまったもんじゃないですよ。逃げろと言うたっちゃ、逃げる道のなかならどがんすっですか。どこどこに避難してください、避難所開設しましたと。そこさい行く道のなかないどがんすっ。学習等供用施設も避難所になっとなつとでしょう。なつとらんとですか。あそこの道ですよ。そこの道。とにかくあそこも50センチぐらいになるよ。私だって軽トラでバックしたんだから、えすうして。そういうところば避難所に、どがんすっですか。せめて最小限避難所への通路、道路ぐらいは確保して避難所ば設けんとね。

幸いにして上峰の場合は常襲水害地でありますけど、昭和28年の筑後川の堤防決壊以来、死亡者が出るような水害は出ていませんのでね、意外とあなた方は悠長にされていますようですが、人一人仮にそこに自動車がエンストして止まって水に流されて死んだとなると、どうすっですか。そういう緊急のことを考えて防災対策はしていかなといかんと思いますが。危機対策監どがん思いますか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

皆さんこんにちは。今、吉田議員からありました避難所の件でございますけど、町内には指定避難所というのが10か所ございますけども、その避難所についてはそれぞれ種別というか、地震用、洪水用、土砂災害用というふうに分かれております。先ほど議員のほうで言われました前牟田地区につきましては、土砂災害、地震、これを対象としていまして、基本的には水害のときは開けないようにしたいというふうに思っています。

場所はそうですけれども、今度は発生する時期なんですよ。道路が冠水してしまつては逃げ遅れる人は必ず出ます。したがって、我々のほうとしましては努めて情報を早く入手しまして、早く決断します。開設を早くして、安全なうちに避難させると、こういったことを考えてやっていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

前牟田学習等供用施設は水害の避難所にはなっていないということなんですが、じゃ、大字前牟田の人たちはどこに避難するんですか。あそこが一番私は近くて公共の施設だと思いますが、どこに逃げればいんでしょうか、避難すればいいのでしょうか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

そもそも避難所というのは難を逃れる場所というふうには書きまして、危険な場所を避難所とは呼びません。したがって、浸水するその前牟田学習等供用施設が豪雨のときに避難所として適切かという、適切でない、これはなるべく近い安全なところ、したがって、例えば、町民センターとか、こういったところに避難をしていただく。その時間のリードタ

イムはしっかりと確保した上で発令をしていくと、そういうことが必要になるかというふう
に思います。

○4番（吉田 豊君）

町民センターの北側の道路ね、あれも30センチですよ、冠水しますよ。一番深いところは
町民センターの入り口じゃないですか。そこまで行けんじゃないでしょうもん。そんなら、
そこを早うせんですか。そういう内部での情報共有は建設課あたりと話をされているんです
か。今、対策監が言われるように、町民センターはいいですよ。しかし、町民センターの入
り口まで行かれんですもん、自動車で、30センチ以上冠水しますから。なら、避難所になら
んじゃなかですか。どがんすつですか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

町民センターを避難所として使うというのは一例として申し上げました。冠水するのはそ
の雨の状況とか河川の状況によって変わりますので、例えば、町民センターが冠水している
状況であれば、そこは避難所としては使いません。例えば、中学校体育館とかですね、こう
いったところにシフトしていく、そういったところで避難所を設定していくということにな
ると思います。

○4番（吉田 豊君）

大雨の状況によって、災害の発生状況によって、その都度、避難所を変えて住民の皆さん
は困惑しませんか。やっぱりどこどこの地区は全ての場合、避難所としてはここを開設し、
大字坊所地区は中学校の体育館、そういうふうにある程度固定しとかんと、今はちょっと水
の浅かけん、なら、前牟田学習等に逃げとくかということで、今度はそれ以上になってきた
ら、今度は逃げもされんですね、そこから。

対策監は御存じじゃないかも分かりませんが、二十八水のときはあの地域は2階まで水が
来ているんですよ、筑後川が切れたら。2階の屋根の上で応援の握り飯てんなんてんば、こ
れは地区の方々が配ったとば、その2階の屋根の上でもらって食べて避難して過ごしたん
ですよ。それぐらいのあれですからね。じゃ、取りあえずは筑後川は切れとらんけん、なら、
あそこでよかろうということで逃げとって、筑後川の切れたけんが、逃げんばばいと、その
ときはもう既に逃げる道がないわけですよ。だから、避難所に対する道路の確保はせんばい
かんとじゃなかですかと私は言いよつとですな。

そいけん、一昨年から、元年から碓地区と野間口地区はしてもらったんですけど、あそこ
辺りも御老人が1人おんさったですね。私もちょっと気になって見に行ったら、あんた方、
孤立しとっじゃんねと言うたわけよ、私。ああ、孤立していますと。母ば抱えてどがんしゅ
うでんなかですもんねと。逃ぐるに逃げられんです。そんなら、家から避難用の道路かさ上
げして、車ぐらいは行けるようにせんばいかんねということで強くお願いして、令和元年か
ら2か年事業でできたわけですね。だから、そういうものは既に建設課では把握しておると

ということですから、横の連絡、それこそ情報の内部共有でですよ。いや、今度はここばせんばでけんです、ここばせんばでけんですと、年次計画を立てて公表しなさいと私はずっと前の課長のときから言うてきた。しかし、いろいろと上手に、言葉巧みに逃げられて、今まだ出してもらっていません。私の力の至らんとところでですね。

だから、これは今後強く要請していきますけど、やっぱり補助事業が使えるものは使わにゃいかんですけどね、あれが令和5年までやったですか、事業年度は、先ほどの県単の事業は。

だから、その補助金を使えるのは使ってもいいけど、補助金もらった範囲内で、じゃ、今の道路冠水している箇所が全て終わるかどうか、それについてお尋ねをします。

○建設課長（高島真幸君）

すみません。補助事業について御説明が不十分だった点があったかと思います。

佐賀県流域治水推進事業費補助金につきましては、今年度、令和3年度に創設され、今のところ、いつまでという期限のほうはないと伺っているところでございます。また、一つの自治体が複数年度で複数箇所について今後も引き続き申請していくことも可能と伺っています。

したがって、こちらの補助金のほうを活用して前牟田地区以外につきましても、次年度以降引き続き調査対象として申請をしたいと思っております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

失礼しました。私の聞き間違いで多分期限があったと思ったら、期限なしということですので、それは了解しました。

じゃ、令和3年から複数箇所も申請していいですよということですが、多分補助事業ですから、予算の範囲内という一文が入っとうと思うんですね。各地区待ったなしでどんどん事業申請が上がってくると思うんですよ。

じゃ、建設課長の個人的な主観で結構ですから、何年で上峰町の冠水道路を避難道路として活用できるようにかさ上げを完了するつもりですか。お聞かせください。

○建設課長（高島真幸君）

上峰町内の避難道路の確保がどのくらい程度で終わるかということでございます。

まずもって、今回調査対象としているのは道路かさ上げを含めました内水対策を対象にした調査を考えており、まずは前牟田地区、先ほど言いましたように、浸水が深いところを私たちがやはり一番最初にすべきだろうという認識はしております。

また、事業費につきまして概算は把握しておりますが、それ以外の内水対策につきましても必要ということで今回調査対象としております。

したがって、ここで何年とはっきりしたことは言えませんが、なるべく早く、できれ

ば5年以内という形で個人的には思っているところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

じゃ、確認をさせていただきますが、令和3年の調査して申請をするということなんですが、先ほど言いました前牟田地区の学習等供用施設の前とか浮立のお旅所の前、寺家二ですね、あの辺の冠水の深いところについては今年の工事に申請して間に合いますか、間に合いませんか。

○建設課長（高島真幸君）

すみません。佐賀県が今年度新設しました補助金につきましては、あくまで調査に対する補助金になっております。道路整備、ハード事業につきましては国庫事業補助金等を活用した整備のほうを検討しているところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

調査費用の補助金、なら、工事はいつになるとですか。さっきも言いましたように、喫緊の課題ですよ。あなたたち、一回、前牟田にき大水のとき生活してみらんば分からんね。実際にがな状況になるのか。家から出られんとよ、水の入ってきて。

建設課長、失礼ばってんさ、やっぱりこれだけ重要な施策だというふうにこれが考えられるならね、補助金は抜きにして単独でちゃやらしてくださいと議会に頼むぐらいの誠意は持ってもらわんと、私はちょっと安心できんね。事業を認めるか認めんかは議会の仕事ですから、しかし、これではこの県の事業に乗せよったら間に合わん。だから、単独事業でもやらざるを得んけんが、これだけ認めてください、町長に予算要求して出すぐらいの気持ちを持ってもらわんと。

大変失礼なことを言うかも分からんばってん、課長さんたちは自分が与えられた職責は町長になったつもりで事業を進めていかんと駄目と思うよ、私は。各課の仕事の9割は課長まででしょうもん。あとの10%、最終判断を町長に仰ぐというのが地方自治体の課長さんの仕事じゃないですか。何でんかんでん町長にお任せじゃできん。

そいぎ、建設課長にお尋ねします、今年は、じゃ、道路冠水の対策としては事業は組んでいないということ、それだけをお尋ねします。

○建設課長（高島真幸君）

今年度事業につきましては短区間で道路かさ上げによる効果が得られる箇所につきまして地区要望がございますので、そこについては事業を実施しようと計画しております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

その場所は町道何、路線名と箇所、場所、私たちが理解できるような場所をお示しください

い。

○建設課長（高島真幸君）

箇所につきまして今計画しているところは、坊所新村地区の水門近くを考えております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

坊所新村の水門の付近というと、水門自体は高いから冠水しませんね。下坊所のほうから西側の道路を下ってくると、平井繁利さんの東側、あの辺が一番低いかな。しかし、あそこは30センチでん冠水せんよ。もっと冠水する箇所があるから、そっちからするべきじゃないですか。いかがですか。

○建設課長（高島真幸君）

深い箇所、先ほどから何回も言っていますが、前牟田学習等供用施設の前、確かに深いです。そちらのほうにつきましては十分な調査の上、必要な対策についての検討につきまして補助金の対象になっておりますので、対策内容につきましてそちらのほうで吟味していきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

逃げる道路がないところが幾ら補助金のあろうがなかろうが、そっちを先にすべきだと私は思います。いかがですか。

○建設課長（高島真幸君）

対策事業の内容につきまして十分地元説明が足りるような結果について調査していきたいと思っております。その調査なりにおきまして地元のほうと協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

地元との協議、地元の声と言うけど、確かに協議は必要ですよ。しかし、どういう工法でどういうふうにするということを示さんと、地元の人もなかなか理解できかねると思うんですね。だから、私が学習等供用施設で聞いているのは、あそこの道路を高くすると、北側の家の方々が余計深うなっちゃっかとか、水深が深うなっちゃっかということと言われるわけね、私も聞いたところでは。じゃ、橋梁とまでいかなくても、道路の上に部分的に水が流れるようにして、その上にまた路盤ば造ったら、排水は可能で避難道路としては活用になるわけでしょう。それだけするならば、別に協議の時間そがん要らんとおもいますけどね。どがんですか。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからですが、私のほうもあそこの通水性について確保しないと地元協議について

は収まらないと思っております。そのためにも調査が必要と感じているところでございます。
以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

もうこがんなってくと水かけ論ですから、次回に持っていきます。
先に議長進んでください、お願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、庁舎北側の町道の冠水対策は、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、吉田議員の質問事項2、災害対策、質問要旨2、庁舎北側の町道の冠水対策はという御質問に対し、お答えいたします。

議員御承知のとおり、庁舎北側に位置します町道坊所線については、降雨時に県道坊所城島線からの雨水の流入があり、隣接地においては農地転用があつているところでございます。

当該区間においては、道路南側のみ側溝が敷設されており、今後、大雨が発生した場合、排水能力が不足することが想定されています。

議員同様に地区からも、排水不良を危惧し、道路北側への側溝敷設の要望が上がっているところでございます。排水施設の整備に当たっては、横断側溝の検討や側溝断面に余裕を持たせるなど、道路だけではなく、庁舎敷地への雨水流入の抑制、防止を図っていきたいと思つているところでございます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

ここの5条の申請のときにね、三樹病院の駐車場の中の水をどうして敷地内で側溝を受けて河川に流すような条件はつけんとですか。何でいきなり町道に流さすつとですか。ここも毎年冠水しているところは先ほども言いましたけど、課長、十分承知の上やろう、役場の北側の道、町道の冠水すつと知つとろうもん。知らんとですか。

私が疑問に思つたのは、まず、病院の駐車場の5条の転用申請が上がったときに、少なくともU字溝で排水を受けたやつを直接水路に排水するような計画が立っていないわけね。だけん、5月20日のちょっと雨がひどかったですけど、あのときもう既に役場の北側、そこ冠水しましたよ、僅かですけど。そのとき見たら、駐車場からどどん水の流れてきよる。そがん転用許可ば出すこと自体が私はおかしいと思ふ。本来、転用許可をする場合については、転用申請区域の水を1か所に集合させてから排水へ流す、それが基本だと思ふんですけど、どういふふうになつとるのか、それについてお尋ねをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんこんにちは。農地転用の5条の関係というところで私のほうから答弁させていただ

きます。

農地法5条の転用許可申請でございますが、まず、転用の許可に当たりましては、周りの農地の営農に支障がないところの要件で審査をするところでございます。

あと、転用の土地の内部の排水の計画につきましては、もちろん地元の同意もいただきますが、対外的には開発区域内での計画につきましては開発計画の中で水の処理についての規定がございますので、それに則したところで計画をされましたものにつきまして許可をするところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

5条の申請のときに注視すべきは、隣接地の農地が農業の維持ができるかどうかを中心に審査するというので今お答えをいただいたんですが、それが第一の条件というですか、視点ではあるでしょうけれども、じゃ、町道に真つすぐ垂れ流しの雨水が流れてくるようなところは建設課には合議されんとですか。しかも、これが常に冠水道路であるからということで災害対策監のほうにも合議としては文書は回さんとですか。ただ農業委員会の決裁だけで進むんですか、上に。それについてお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

農地転用につきましては、必要な分、先ほど言われた分については来ます。特に今回の農地転用につきましては建築物がありませんでしたので、開発の届けのほうはあっていないところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

私が言いたいのは情報の共有ということ、あなた方は常に言葉使いんさばってん、合議することによって情報の共有になるんですよ。こここういうふうな転用の申請が上がっているけど、このまま許可していいのかどうかということは何で合議はせんとですか。当然、合議はすべきでしょう。防災上からも問題ないかということで危機対策監にも合議を文書で回して、お互い、よろしい、問題ないだろうということで許可という形になるのが私は普通の在り方だと思うんですけど違いますか、お答えいただけます。

○建設課長（高島真幸君）

合議のほうは必要に応じて建設課のほうにあっております。今回のここにつきましては基本的には舗装等の表面が浸透するものだと思っておりました。

以上でございます。（「分らん。もう一回」と呼ぶ者あり）

今回は敷地表面につきましては舗装を行わないという申請でございましたので、浸透の部分も含めて排水施設につきましては敷地内の勾配で取れるものだと思っております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

ちょっと建設課長、ばかにすつとも、いいかげんにせんかい。敷地内の勾配でて、地図上じゃ、どこに水が流れるごと、そんなら、図面に示してあつとね。町道に流るつごととなつとろうが。そがんとでみにくかね。何て言うか、とぼけた答弁すんな。

○建設課長（高島真幸君）

敷地内にU字側溝の敷設及び側面にフェンスということで、出入口につきましては、議員おっしゃるとおり、湧出が見られますが、それ以外につきましてはこちらのU字側溝やフェンスのほうで水のほうが止まるということで考えておりました。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

私もここまで質問する以上は現場を見ましたよ。北側にはU字溝の入つとつ。西側は回って河川に流るつごととなつとつ。南側はU字溝は入っていない。だから、そういうふうに図面ができとるならば、誤った誤申請でしょうもん、過誤申請やろ。工事の途中で何でそこで中止かけてでんが対策は取らんとですか。図面上は南側にU字溝が入っていますかどうか、いかがですか。

○建設課長（高島真幸君）

U字側溝につきましては、図面上、出入口西側について延びて、東側についてはありません。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

ということは書類審査のミスということよね。駐車場の西側にはU字溝が入つとつばってんが、南側は入つとらん。ということはU字溝で受けない水は全部町道のほうに垂れ流し的に雨水は流れてくる。だから、今回も5月20日の大雨までいかんですけど、あのちょっとした雨でも道路が少し冠水しとったわけよ。

だからさ、普通、駐車場であれ、宅地であれ、申請のある場合は、その転用する敷地内の水はどこかに集めて河川に放流するのが原則でしょうもん。違いますか。どがんですか。法的に見解をお示してください。

○建設課長（高島真幸君）

法的に私のほうが解釈の勉強不足の分がありますが、法的なところじゃありませんが、当然、開発地においては適切に排水施設に接続して敷地内の排水につきましてはそちらのほうに流すべきだと思っております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

ということは南側にもU字溝を入れて西の水路に排水する旨の設備をせにゃいかんやった

ということですよ。

じゃ、この責任は誰がどう取るのか、お尋ねします。

○建設課長（高島真幸君）

すみません、責任というところではございますが、一応こちらにつきましては、現在、そもそも坊所城島線から雨水のほうの流入がございまして、議員御承知のとおり、冠水等そもそも見られておりました。そういうところでは改善のほうが必要だと思っておりますので、その中で整備をしていければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

時間があまりないでするので、先に進めたいと思いますが、要は今後そういうふうな町道にいきなり流すような申請が続々出てきても、それを止めることができんわけよね、そこで1回許可しとっけん。だから、その分をどういうふうに三樹病院に言って側溝をいけさせて西の水路に流させるような、後手工事にはなりますけど、それについてはさせる自信がありますかどうか、どうですか。そうせんと、今後、町の道路に対する規制がかけられんごとなるでしょうもん。どこでんかんでん水が流しかくっですよ。それじゃ、町道管理できんでしょうもん。だから、開発区域内の水は1か所に集めてどこかに適当に排水せろという指示をするのがあなた方の仕事だと私は思うんですね。

だから、できたものはしょうがないけど、今後の対策としてこういうふうに改善してくださいという協議はしますか、しませんか、それだけお尋ねします。それによって、あと、先に進んでいただきますから。

○建設課長（高島真幸君）

一般的な宅地分譲地におきましても、これまでも開発者共に町と折半だったり、費用負担のほうを協力してきまして、側溝整備、排水施設等の整備をしたことがございます。その実績を踏まえて、三樹病院様とも協議のほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

あのね、私が言っているのは、町と三樹病院の駐車場ば費用負担てん、折半てんであり得んでしょうもん。私はあくまでも駐車場の雨水排水対策として集水してどこか1か所に集めて流せ、そういうふうな指示をしなさいと言いつわけですよ。町道の北側にU字溝ば入れて、あんた方水も流すけん、そんなら、折半しようかと、そげなことを言いつとじゃなかです。転用地内の雨水排水をどう集約して流させるのかと、そのためには南側にもU字溝を入れて、入り口の下はサイホンか何か知りませんが、また塩ビ管入れて西の水路に流すように改めて工事をし直してくださいと言わんと、あとの今からの町道の転用関係で町道の占用願は出てきますけど、收拾がつかんごとなりゃせんですかと私心配しよつですよ。分かり

ますか、私が言っているのは。あくまで敷地内の転用予定地の雨水はあんたところで完全対策処理ばせんばいかんよと言わんばいかんですよと言いよつと。それで、何で町が負担ば折半てんなんて負担せんばですか。そがな予算上げたっちゃ、通しはせんよ。

○建設課長（高島真幸君）

すみません。私の言葉足らずの部分がありまして。坊所城島線からの雨水流入対策として横断側溝の設備をつけたり、新設する側溝につきましても断面に余裕を持たせたいという気持ちから、そういう増嵩分につきましても町の分もちょっと負担してもいいのかなということとで答弁させていただいたところでした。言葉足らずで申し訳ありません。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

坊所城島線、県道ですよ。農協の北側が確かに一昨年は西さい流れてきた。あれは切通川の井手口のところが越水したというか、堤防の崩れたけんね。通常はあの道は越さんじゃん。しかし、今の集中豪雨的にはそういうこともありますけど、県道の部分を横断てどういう意味ですか。道路の下にヒューム管か何か入れて西さい流していくとですか。そがんことはされんですよ。上坊所絶対反対しますから。

○建設課長（高島真幸君）

すみません、私が、横断側溝で道路表面水について、あそこ多少勾配がございますので、そちらからの流入につきまして道路表面水がなるべく西側に行かない対策を取りたいという旨で答弁させていただいたところでございます。

以上です。（「時間がないので、先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、3時5分まで休憩いたします。休憩。

午後2時48分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

質問要旨の3番、外記のため池の調整池機能対策は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

吉田豊議員御質問の質問事項2、災害対策、要旨3、外記のため池調整池機能対策はにつ

いて答弁させていただきます。

外記ため池を水害対策の貯水調整ため池として利用するための調査計画について、国庫補助事業である農村地域防災減災事業の採択を受け、2月補正予算により予算の承認をいただきまして、繰越明許により調査計画の事業を行っているところであり、現在、県と施工内容の打合せを重ねております。

この施工打合せについては、外記ため池の貯水調整機能を増加し、豪雨時の災害対応をする調整ため池としてどのような整備ができるかという内容であり、今後、貯水量をどれくらい確保できるのか、豪雨前の緊急事前排水への対応、営農に支障のない低水での管理対応などを調査して計画するところでございます。

答弁は以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

外記のため池の調整池としての機能についてですが、現にもう令和2年に地元部落にお願いをして調整機能を調査しているはずですね。だから、その調査結果はどうなったのかということをお尋ねしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、下津毛地区についてのみ、公民館で工事についてこれから調査計画に入りますというところを説明したのみでございまして、調査には全く入っていないところでございます。これから入るところを地区の公民館で説明申し上げたところにとどまっておるところでございまして、今年度に明許繰越により調査計画を現地に入って行っていくところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

下津毛区に対してのみ説明をしたということなんですが、現に地元では5月20日の雨の前のため池の栓を4本抜いているわけですね。それだけ水位を下げて、どの程度もつかということまで区で対応してあるわけですよ。そういうことについては、課長、全然聞き取りもしていないし、聞き取るつもりもないとですか。要請があったから、部落では対応したんじゃないんですか。

○産業課長（日高泰明君）

議員お話しのとおり、外記のため池事前排水について例年協力していただいているところかと思えます。今年もできる限りの低水というふうなところで栓を抜いて対応していただいているところかというふうに思いました。

この低水での管理がよりできますように、サイホン式というふうなところの取水施設がございまして、その取水施設の最低の水のレベルのところを低水管理を行っていただいているところと認識しております。

このサイホン式の施設につきましても、より低水で水の管理ができますようなところの計画開始につきましても検討するところでございます。

何分地区の協力を得ましてこの低水管理というふうなところを実施していただいているところございまして、この外記のため池の調整池機能につきましても地区の協力を得ながらやってまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

この新しい県単の事業にも書いてありますが、5月の中旬に個人的にですが、日田を通過して大分の竹田市に行きました。夜明ダム空っぽでした。雨前。多分調整用としてダムを活用するために水を落とすとしたんだろうというふうに思います。

私がこれをなぜ取り上げたかというのは、外記のため池の栓を4本抜いとしても、5月20日の雨でも1時間もてんで満水で放水路からどンドン水が流れたわけですよ。ゼロにしなくても2時間か3時間もてりゃいいほうですね。だから、地区の人と話したら、その栓のところは15センチぐらいの直径だそうです、水抜くのが。そいけん、それを倍以上にして短時間で水が抜けるような形に調整せんと、大雨の調整は不可能ですよということを部落の人が言うわけね。そういうことは産業課長把握していますか、していませんか。

○産業課長（日高泰明君）

議員が栓の径というふうなところでおっしゃられたところございまして、取水栓の径を太くすると、取水に係る水の抜けがよくなるというふうなところでお話を受けたかと思いません。

議員も御承知のところでもあるかと思いますが、緊急放流ゲートというふうなところが最近この調整ため池のみならず、農業用ため池の施設として造られているところございまして、この緊急放流ゲートというのは、大雨時、緊急な豪雨の対応としまして緊急放流ゲートというところの、底樋になりますが、そこにつけているゲートを開けて緊急に放水するというふうな施設でございます。

そういったところの施設をここの外記のため池のところに設置するところも含めまして、県のほうと施工についての打合せを行っておるところでありまして、あと、検討しておりますのは、余水吐のところを越流オルフィスというふうなところのちょっとした堰を設けまして、堰で余水吐から流れ出る水のところの水位を高くするというふうなところで、外記のため池、とても広いため池でございますので、あそこで1メートルなり水を高く、余水吐から流れる水量を少なくして、そこでその分満水に貯水できれば、大きな水をためることができる貯水ポケットを造ることができるというふうなところの内容も含めまして検討しておるところでございます。

取水の径につきまして取水の径を大きくする、小さくというのは、ちょっと今の工事段階

のところで検討には入っておりませんが、そういうところも含めたところで技術的なところでまた検討してまいりたいというふうなところでも考えるところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

緊急放流ゲートという新しい言葉を初めて聞いたんですが、そういうふうにしてため池を調整池として活用するのは大いに結構だと思うんですね。ただ、農業用水としても確保せにゃいかんわけですから、幸い筑後川の水が来ていますんで、緊急放流ゲートで大雨が降るぞというときに空っぽになして、大した雨が降らんで農業用水が不足したというときには、筑後川の水を外記のため池にためるような施設まで一緒にして考えて部落に説明すれば、より有益に部落との協議も進むんじゃないかと思うんで、その辺も併せて検討していただきたいということを申し上げてこの項については終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、フードショック、フードショックという言葉聞いたことがあるか、それはどういう意味か、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（矢動丸栄二君）

吉田議員の質問事項、フードショック、質問要旨1、フードショックという言葉聞いたことがあるか、それはどういう意味かという御質問に対してお答えいたします。

フードショックという言葉は聞いたことはありませんでした。

そこで、今回意味を調べさせていただきましたので、申し上げさせていただきます。

地球の気候変動により地球温暖化が進み、食料生産状況が悪化し、食料危機を招く暴動が起き、暴動が近隣諸国を巻き込んでいきます。世界的な暴動は食料生産により不安定化します。こういった食料不足により世界に暴動がたくさん起こり得ることを伝えるための言葉として、国連世界食糧計画（WFP）の事務局長デビッド・ビーズ氏がフードショックという表現をされていました。日本語に訳してみますと、食べ物について予期しない事態に遭い、心が動揺することや人に衝撃を与えるということなどに当たるようでございます。

以上が吉田議員の質問の答弁になります。

○4番（吉田 豊君）

まさしくそのとおりでございますが、それを聞いて産業課長にお尋ねしますが、地方行政の最たる責任は住民の生命と財産を守ることなんですね。食料危機が到来するという、これは2025年なんですけど、そういう状況が今日議論される中で、上峰町の農業生産をどのように守っていくのかということで、課長の考えで結構ですので、お尋ねをしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

上峰町の農業生産をどのように守っていくかというふうなところで御質問を受けたところと思います。

ただいま農業施策につきまして食料自給率の問題かと思えます。食料自給率の拡大は農業政策の基礎となるところでございますので、現在町で行っております施策、また、町で国、県の交付金も活用しながら行っております施策につきまして、全てこの農業施策の基礎となる食料自給率の拡大でございます。

もちろん将来的なところの見解で、これから世界人口が増え、また、輸入に頼る日本の総合食料自給率は令和元年で38%でありますので、そういったところを勘案しますと、不安になるところもあるかと思えます。そういった不安な点もございますが、現在行っている施策、これは全て食料自給率の拡大を図るべき政策でございますので、そういった施策につきましてもこれから随時推しはかりまして、現在と同様の施策活動の中でこの農業施策の基礎となります自給率の拡大、この根底の部分の部分を推し進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

2021年の3月13日の朝5時からNHKスペシャルというところで放送された内容なんですが、2030年までには地球規模で地下水が枯渇しますということです。それによって、大豆とかトウモロコシの大生産地であるオーストラリアとアメリカのカリフォルニア州が干ばつで作付ができなくなるそうです。そうなったら、佐賀牛の餌がありません。来ません。各国、自国の食料を確保するために輸出規制をかけるようになるだろうということを言われていたんですね。じゃ、上峰で、豚はおりませんけども、豚含めて養畜農業をある程度守っていくためには、粗飼料の生産を維持しなけりゃいけないわけですね。

そこで、私が考えたのは、今、稲の飼料稲が作付を推進されております、全国規模ではね。上峰は作っている人がいないと思えますが。だから、そういうふうな将来を見据えた農業政策を産業課長として何か充実せんば、上峰の農業もしまいよっよということを私は申し上げたいわけね。だから、どういうふうな手だてを考えておられるのか。

例えて言うならば、先日、これは佐賀新聞やったと思えますが、鹿島市では、課長御存じと思えますが、収入保険制度ができましたよね、その収入保険制度、今、上峰は何も対応ないですが、鹿島市では2分の1の補助を出しています。収入保険の保険金に対してね。それによって、農家を存続させようという展開をされているんだなというふうに感じました。

だから、どういうことでもいいですから、農業が持続できるような上峰町独自の施策を何かつくり出してもらわんといけません。恐らくテレビの先ほどのニュースの中で言われたんですが、2050年には現在の穀物の輸出国が全て輸出規制をかけるだろうということでは言われました。だから、そういうものも踏まえて、上峰の農業をどういうふうにして持続可能にさせるのか、農業政策を打ち立てていただきたいと思えますので、9月の定例には再度質問します

ので、考えておっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、老人福祉、質問要旨の1番、老人の健康づくりに各種事業を展開しているが、その費用対効果は、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉田議員の質問事項4、老人福祉、要旨1、老人の健康づくりに各種事業を展開しているが、その費用対効果はについて答弁をいたします。

これまで介護予防・日常生活支援総合事業として市町村が中心となって地域の実情に応じ、住民の方の多様な主体が参画し、健康づくりや地域の支え合い体制づくり等の取組を進めてまいりました。

費用対効果につきましては、平成30年度、令和元年度、令和2年度の1人当たりの年間介護給付費を比較しますと、年々減少しており、介護事業の効果が一定程度出ているものと思います。

介護の認定状況につきましても、事業を始める前の平成28年2月と令和3年2月を比較しますと、全国平均では約4%の増加に対し、上峰町では約4%の減少となっております。高齢化率が上昇傾向にある中、介護の認定率についても効果が出ているものと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

大変結構な効果が出ておるような報告がありましたんで、もっともっと進めていただきたいというふうをお願いをします。

特に若干の経費はかかるでしょうけども、やっぱり健康な中で年を重ねていくという人間の本来の希望ですね、それを維持できるように今後ますます努力をしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

健康な中で年を重ねていけるようにということでございますが、介護保険の目的と理念の中にも国民の努力及び義務として位置づけられておりまして、自ら要介護状態等にならないような予防、それから、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努めるということが掲げられております。町の実態に即しましたこれからも各種事業を展開していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

吉田議員、時間ですからいいですか。（「はい。どうもありがとうございました」と呼ぶ

者あり)

次へ進みます。

3番原直弘君。

○3番(原 直弘君)

皆さんこんにちは。3番原直弘でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

質問事項は大きく分けて3点でございます。

まず、1点目は新型コロナウイルス感染症対策についてということで、要旨1としてワクチンの接種状況及び今後のスケジュールについて質問を上げております。

現在ワクチン接種は65歳以上の高齢者の方への接種が行われていますが、感染拡大が続く都市部においては緊急事態宣言が発令されており、全国的に接種希望者は当初の見込みより増えている状況にあると思います。

本町のワクチン接種については、当初国から示されたスケジュールに基づき、接種開始から4か月以内を目標に接種率50%と見込んで体制を組んであったかと思いますが、感染者数の増加に伴い、国が高齢者へのワクチン接種の完了を7月末までとしたことから、接種スケジュールを大幅に変更されていると思いますので、その状況についてお尋ねしたいと思います。

また、65歳以上の高齢者の方への接種完了後は基礎疾患を有する方など64歳以下の一般接種に移行すると思いますが、その優先順位について国は自治体に委ねるとの考えを示していますので、今後のワクチン接種をどのように進めていかれるのか、併せてお尋ねしたいと思います。

今回この質問については先ほど同僚議員のほうから同様の質問がありましたが、改めてお尋ねしたいと思っております。

要旨2では、今後の拡大防止対策について質問を上げております。

現在の拡大防止の取組の状況や今後の拡大防止に対する考えや対策をお尋ねしたいと思っております。

2点目ですが、2点目は中心市街地(イオン跡地)の再開発の現在の進捗状況と今後のスケジュールについて質問を上げております。

イオンが閉店してはや2年3か月が過ぎましたが、今年4月に中心市街地活性化事業を担う町と民間事業者が出資した合同会社が設立されたことで、いよいよ事業の本格的な始動となり、町民の事業への期待は大きなものとなっています。

しかし、今回設立された合同会社は町と民間事業者で構成されているため、議会が意見する場が限定され、そのことで十分な議論がないまま事業が進んでいくことが危惧されます。

また、合同会社の設立には町が評価額493,792,888円の土地を出資し、事業者は27,900千

円を出資しており、その出資比率は町が約94.7%、事業者が約5.3%となっていますが、事業者募集の際には合同会社の利益配分は町と事業者がともに50%となっています。通常では会社の利益は出資比率により配分されることが普通ですが、町が提案した利益配分は一般常識からあまりにも逸脱しており、今回町が出資して設立された合同会社は事業者を優遇した会社であり、このことが改善されない限り、将来にわたって町の不利益や多大な損失を与える会社となることは明らかであります。

今回はこの点を重点的にお尋ねしながら、今後の事業展開をどのように進めていかれるのか、質問をしていきたいと思っております。

3点目は防災対策についてということで、レイクタウン北部の土砂崩れ箇所の対応について質問を上げております。

グリーンレイクタウン北部の土砂崩れについては、平成30年7月の西日本豪雨によって起こり、隣接する民家まで土砂や石が流れ込む状況でありましたが、現在まで本格的な復旧となっておらず、今なお危険と隣り合わせの状況が続いていることから、災害復旧の早急な工事着手について議会の一般質問でもこれまで幾度となく取り上げております。

近年、災害級の大雨が続いており、今年も前線の活動が活発となり大雨となりやすい予報となっていることから、一刻も早い復旧が求められておりますので、現在の状況と今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。

最後になりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う対応につきましては、未知なる領域に対する対応ということで、医療関係者の方々並びに役場職員をはじめとして関係各位の皆様にはこれまで大変な御苦勞があったことと拝察いたします。

今後ワクチンの接種は進んでいきますが、新型コロナウイルスの脅威はすぐには消えるものではありませんので、今後の対応につきましても引き続き細心の注意を払っていただき、町民の皆様の安心・安全に御尽力いただきますよう切にお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、新型コロナウイルス感染症対策について。質問要旨の1番、ワクチン接種の状況及び今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

原議員の質問事項1、新型コロナウイルス感染症対策について、要旨1、ワクチン接種の状況及び今後のスケジュールについて答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の御質問をいただいておりますので、同様の答弁となりますことを御了承ください。

新型コロナウイルスワクチン接種については、3月31日から65歳以上の対象者2,603名に接種券を発送いたしました。4月1日から予約受付を開始し、5月31日現在で1,978人、

76.0%の方が予約を完了されております。

接種に関しましては、4月19日から医療従事者への接種、4月27日から町民センターでの集団接種、5月7日から高齢者施設での接種、5月15日から医療機関での個別接種を開始しました。

6月6日現在で1回目の接種をした方が1,125人、43.2%、2回の接種が完了した方が188人、7.2%となっております。

医療機関と連携しながら、7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種が実施できるよう進めてまいります。

今後のスケジュールにつきましては、6月末から60歳から64歳の方、障害をお持ちの方へ接種券の送付をし、7月上旬からの予約の受付をしたいと考えております。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

それでは、6月末日より60歳から64歳、障害をお持ちの方、あと、ちなみに基礎疾患のある方も一緒ですね。

先ほどそういう回答をいただきましたので、まず、その方の対象人数を教えてくださいよろしいですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの対象人数はという御質問ですが、60から64歳までの方が約500名、それから、障害をお持ちの方、基礎疾患をお持ちの方で障害者手帳をお持ちの方が約200名、基礎疾患の方については慢性の肝臓病や腎臓病をお持ちの方については自己申告となっております。こちらについては国が示しております人口の約何%ということで計算をしておりましたが、それでいきますと、約600名で計算をしているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今回、この中で基礎疾患をお持ちの方ということで、多分国としても把握が難しいのということで話があったかと思いますが、これ自己申告というと、どういった形でされるのかをちょっと教えていただきたいと思います。ちなみに、6月末ぐらいに接種券を送付されるんですね。それで、そういった方々の自己申告をどういった形でお願いするのかという方法をお聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

まず、第2弾として、先ほど申し上げました60から64歳の方については年齢で把握ができておりますので、約500名の方に発送をいたします。障害者手帳等をお持ちの方についても健康福祉課で人数が把握できておりますので、約200名の方についてはこちらから送付をさせていただきます。基礎疾患の方で自己申告になられるということで先ほど申しましたが、

その方たちにつきましては広報紙等でお知らせをいたします。役場のほうに申し出ていただきまして、治療中、加療中の持病があるということをお願いいただきましたら、役場のほうから接種券を発送したいと思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

先ほど課長のほうから広報紙等という話がありましたけど、実際、広報紙で見ている人が見逃すときも多々あると思うんで、よかったら地区の回覧とか個別に、全戸配布とか、そういった形でお願いしたいということをお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

住民の方の周知の方法ですが、現在予定しておりますのはコロナワクチン接種に関して折り込みのチラシを作って全戸配布を考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

折り込みのチラシということで確認しました。

続いて、これも全国的に問題あっているキャンセル分の余ったワクチンということで、先ほどの同僚議員からの質問に対して回答では、キャンセルはあっていないか、あまりあっていないかということだったんですけど、当然あった場合の優先順位ですね、ワクチンを無駄にしないための、そういった形での考えとかマニュアル、そういうのは当然あるんじゃないかと思うんですけど、そういったのを教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

キャンセル時の優先順位ということでございますが、コロナの対策会議の中でそこについては会議を設けまして、どのような形で進めていくかということはそちらの会議の中で決定をしました。優先順位としましては、集団接種の中で医療従事者として従事をしている、まず看護師さん、それから、保健師、それから、接種会場の従事者ということで対応したいということで決定をいたしました。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そうですね。今キャンセル分ということで余ったワクチンの取扱いについて私お尋ねしたんですけども、やはり優先順位の考え方としてもう一つやっぱり一緒に、60歳から64歳とか障害をお持ちの方、その方たちと一緒にそういう医療従事、携わる方とか、さっき課長からお話しされましたエッセンシャルワーカーですね、教職員とか保育所の職員とか、また役場職員ですね、この方たちは当然接触というか、不特定多数、私たちよりもはるかに接触数が多いかと思うんですよ。この方たちをやっぱり優先の中に、6月末までの中に入れていただきたいというのが私の考えなんですけど、その考えについてお尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

優先順位の考え方としてエッセンシャルワーカーのほうを先に組み込むことはできないかという御質問だったかと思います。

当初想定しておりましたところが、やはり障害をお持ちの方ですとか基礎疾患をお持ちの方が重篤化する可能性が強いということを言われておりましたので、そこについてはまず、国の基準に沿って優先順位を決めさせていただきました。その後につきましては、先ほど少し述べさせていただきましたけれども、世代別に受付をさせていただくですとか、またあと、エッセンシャルワーカーについても今後時期を見て協議を進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

私も、当然その基礎疾患とか障害をお持ちの方、それを外せと言っているんじゃないんです。そういった方たち、60から64歳も今の答弁で500名おられるので、その方よりもそういったエッセンシャルワーカーの人たちのほうがより早くしなければならぬのかなという考えの下に、先ほどちょっと質問をしたわけなんですけど、その点について、できるだけエッセンシャルワーカーも組み込んでいただくような形にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

今スケジュール的に想定をしておりますのが、60から64歳の方、それから、障害をお持ちの方、基礎疾患の方については、約1,100名いらっしゃるのかなということで想定をしております。その方たちが接種を始められるとしますと、7月の中旬ぐらいから第1回目が始められるものと今のところは予定をしております。1,100名の方たち全員が接種をされるかどうかは分からないんですが、希望者について受付をして接種をしたとしますと、早ければ7月から8月にかけては接種が完了するのではないかと考えております。やはりそこは国の基準に沿って今計画を立てておりましたので、そこは優先的に進めさせていただいて、エッセンシャルワーカーにつきましても今後協議をするようになっておりますので、時期を見てお示しする時期が来れば、分かりやすいような形でお知らせをしたいと考えているところです。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今ちょっと課長の口から、国の基準に沿ってスケジュールというか、接種を計画しているという話だったんですけど、国は64歳以下の一般接種の優先順位は自治体に委ねるということではっきり考えを示してあるので、今の課長の答弁とは若干違うのかなと思うので、その点をお尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

国としては自治体に優先順位としては任せるといことを言われていることについては認識をしております。その基準について国が自治体に任せるといお示しがあったのが7月末までに高齢者の接種を終わらせられるようなめどがついた段階でのお示しでございました。それまでに町としましては既に準備をしておりましたので、第2段階についてはそこで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そういうスケジュールで国との時期的差があったということで私認識しましたけど、でも、私の希望としてはやっぱりエッセンシャルワーカーの人もできるだけ早めにしていただきたいのが、そういった形で思いますので、よろしくをお願いします。

あと、ちょっと心配なのが、今回16歳未満12歳以上ということでファイザー製というか、そこで認証を受けまして、国としても12歳以上が対象となりましたけど、子供たちの接種ですね、そういったことの接種に至るスケジュールというか、そういう考えがあられると思うので、ちょっと教えていただいてよろしいですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

新しく対象の拡充となりました12歳から15歳の方については学生さんであられまして、接種の時期、それから、接種の方法については今後いろいろ検討する余地があるかと思えます。現在、教育課とも調整を取らせていただいているところでございまして、具体的に方法が決まりましたらお示しができると思えます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そうですね。特に今回12歳以上ということで小学6年生も対象になったということで、本当接種に関して大人のほうも心配なんですけど、高齢者の方も心配なんですけど、やっぱり子供の接種も相当心配するといつか。

そこで、今からですよ、私が思うには、やっぱり今の段階では集団接種は平日にあつてますし、個別の医療機関も小・中学生休みといつたら土曜日しかしていらつしやらないですよ。その中で夏休みにするとか、その後の学校での集団接種にするとか、そういったものもあるかと思うので、この中でできるだけそういう子供たちに負担のかからないような方法を考えていただいて接種をしていただくという形をお願いしたいと思えますので、一言回答をお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

小学校6年生も対象になるということで、中学校の学生さんも含めてですが、接種の方法もいろんな方法を検討する余地がございまして。また、今インフルエンザの予防接種については各医療機関で接種をいただいているということもございまして。親御さんが心配されてお

ますのが、やはり副反応というところもございますので、ここについても慎重に協議をする必要があるかと考えているところでございます。

以上でございます。（「次に進んでいただいているいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後の拡大防止対策について、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、原議員の質問事項1、新型コロナウイルス感染症対策について、質問要旨2、今後の拡大防止対策についてという御質問に対し、ワクチン接種以外の対策についてお答えいたします。

町では、感染拡大を防止するため、県と綿密に連携をして、感染者の発生情報等の共有に努めるとともに、町民への情報発信、町管理施設内の感染防止策、町管理施設の休業措置、町イベントの中止等について必要な対策を講じることとしております。

現在、隣県の福岡県におきまして緊急事態宣言が発出されておりました、福岡県内の公共施設等が閉館となっていること、また、都道府県間の県境をまたいだ移動の自粛要請が出されていることを踏まえて、一部の公共施設について県外居住者の利用自粛の要請を行っているところであります。

今後とも町内外の感染状況を判断しながら必要な対策を適切に行ってまいります。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原直弘君）

大体ソフト面での拡大防止策ということで今お伺いしましたけど、今回、私はハード面の拡大防止策、そこら辺の考えを併せてお伺いしたいと思います、よろしいですか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

議員が言われるハード面の対策というのは具体的にはどういうところをイメージされているのかちょっと分からないので、御紹介いただきたいと思います。

○3番（原直弘君）

そうですね。今私が考えているのは、実は、今蛇口を、トイレを含む手洗い場の蛇口、ああいうのはそのまま回す方式とか、じゃ、レバー式だったらいいのかなということで考えていますけど、実際は自動水栓ということで、手をかざしたら水が出る、こういった形のやつは感染防止には相当有効ということでお聞きしています。

それで、今回たまたま私この一般質問で上げる予定だったんですけど、県議会のほうでも今回新型コロナウイルス対策として、高校や保育所、幼稚園などの施設の水道の蛇口を自動水栓にするという取組ですね、水栓タッチレス化推進事業の予算がたまたま計上されているんですけど、やっぱり県としてもこういった取組が拡大防止策に有効ということで今回予算

計上されていると思うんですよ。

それで、やっぱりこういった形の取組を町としてもぜひしていただきたいなということで、すね。該当するのは当然役場庁舎とか町民センター、中央公園もトイレ等ありますね。あと、小・中学校ですね、そこら辺が今多分そういう蛇口式だと思うんで、やっぱり子供たちの安心・安全も相当優先されるべきなのかなということで思っています。

もう一つが、今コロナウイルス対策でウイルスの数を減少させる抗ウイルス製品の需要があるようなんですよ。それで、先ほど言いました小・中学校で考えられるのは、いろいろ家具とか、そういう調度品というか、そういったものもありますけど、机にそのシートを貼るということで抗ウイルスプラス抗菌ということで、今結構机のほうに傷ついていると思うので、そういったのを補修するとか、新しいのを替える、その際にもそういうシートがあるということで認識していただいて、製品の比較検討とか、とにかく前提としては拡大防止策、あらゆるのを考えていただいて対応していただきたいなということで今思っていますけど、お願いいたします。

○危機管理対策監（弥永正一君）

ありがとうございました。よく理解できました。

現在の町内における、例えば、ハード面の対策としては、例えば、非接触型の体温計だったり、こういうパーティションだったり、あと、手指消毒というのが大体今やっているところでございます。

今の感染状況を考えますと、今ちょうど町内で起こっているのが28件、6月3日が最後ですね、11日ぐらいは0の状況であります。とは言いつつも、やっぱり感染症対策、これはアフターコロナも見据えてしっかりやっていく必要があるかなと思います。予算もかかる話ではありますので、こういったハード面の備蓄とか導入とかというのはこれから検討していかなくちゃいけないかなというふうに思っています。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そうですね。今、対策監からもお話があったように、今の段階プラスアフターコロナということで、将来的にも当然そのハード面の対策をすると、将来的にわたってそういった心配を、クラスターとか、そういう発生を抑制するとか、そういった形になりますので、どうせするなら早いうちにしたほうがより効果的だと思うんで、その辺りをこれ以降の予算計上とともに検討していただきたいなと思いますが、よろしくお願いします。一言お願いします。

○危機管理対策監（弥永正一君）

ありがとうございました。関係部署、それぞれ施設を抱えているところがありますので、関係部署と調整しながら前向きに進めていきたいというふうに思います。

以上です。（「次の、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、中心市街地（イオン跡地）の再開発について。質問要旨、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原議員の質問事項2、中心市街地（イオン跡地）の再開発について、要旨1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいと思います。

官民共同事業体となる合同会社つばきまちづくりプロジェクトは、本年4月23日に登記、設立されました。今後はこの合同会社つばきまちづくりプロジェクトが中心市街地活性化事業を牽引していく事業体となります。

現段階では、組成後の内部規律を確立しつつ、予定されているプロジェクトの資金調達を図るため、金融機関等の感触を探っています。

上峰町も出資している一構成員ではございますが、会社組織の在り方として今後のスケジュールについては事業を牽引していく合同会社つばきまちづくりプロジェクトから発出されると思われま

す。進めていくべきタスクについては共用されております。発信の在り方としては、合同会社つばきまちづくりプロジェクトより発出された情報については町としても発信できるというふうに考えているところでございます。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原直弘君）

やっぱり冒頭申し上げたとおりに、合同会社ということでやっぱり議会が意見する場が限定されますよね。それで事業が進んでいくことを一番危惧しますが、それはさておき、まず、一番初めに事業者の募集の際に利益配分を50%ずつしましたよね、町と事業者で。このとき、資本金の出資比率を全然勘案せずにされたと思いますけど、この考えに至った理由です、ちょっとまずお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

募集要項作成時、我々もこれ議論したことを覚えております。幾つか考え方がございました。

配当の考え方というのが幾つかございまして、確かに議員言われるとおりに、1つ目として出資割合ということがまず考えられると思います。出資割合は町の現物出資分が相当占める、現在の状況ですね、相当占めているため、出資割合から勘案すれば、配当のほとんどを町が受けることが可能とはなります。その場合、民間事業パートナーである社員が受け取る配当

というのは少なくなり、経営に係る意欲減退というおそれも考えなければいけないだろうというふうに思ったところがございます。

また、2つ目といたしまして、民間事業パートナーの出資行為というのは1回ではないということです。増資によります資本増強であったり、あと、詳細設計完成後に顕在化するリスクに対しての負担も追加出資で賄われることとなります。あくまで初回出資分で資本金算定を行っておりますので、今後は資本額の割合というのも増えていくということが予想されます。資本額が変われば登記も変更しなきゃいけないので、そこでの出費を抑えるためにはなるべくまとめて登記事務を行うというような方で現在のところは考えているところがございます。

それとあと、配当できるようになるためには利益が生じなければならないというのは大前提だというふうには思っております。もちろん利益が生じるように座組を考えていくわけなんですけれども、現在は開発のフェーズということになります。ですので、配当の議論は合同会社内でも今後整理する必要があるだろうというふうに思っております。

また、このLABV方式では民間事業パートナーの出入りが自由というのが——募集要項にも書いてありますけれども——とされております。つまり、現在の民間事業パートナーの枠組みで未来永劫不変ということではないんです。あるパートナーが退社すれば、その分資本金は減資になります。また、あるパートナーが加入の承認を得れば、その分増資となります。そのたびに出資割合というのが変化しやすくなりますし、そのために配当割合が変わるということにもなります。そういった意味では、配当計画を何度も変更しなきゃいけないし、登記も何度も変更しなきゃいけないという不経済という面も生じると。

こういったところがちょっと背景にあったもので、当初はその募集の段階では意思決定権限である50・50をベースに配当割合を勘案したといったところのバックボーンがある旨、御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

一応今の課長の答弁で、1つ目は出資割合、これを増やすというか、事業者を落とすと進出の減退というか、そういったのにもつながるといことなんですけど、利益配当は50・50ですよ、その前提が。利益が出る出ないで、当然民間が入っているんで利益は出るような形でされると思うんですね。しかしながら、私が言いたいのは、あまりにも資本金の比率に差があると、町が出資した土地の評価額が5億弱ですよ、民間事業者が30,000千円弱、28,000千円、94.7と5.3ですよ、95と5、あまりにも違い過ぎるんで、民間事業者をあまりにも優遇しているんじゃないですか。当然その数字上は思いますけど、そういった考えの資本金の、利益配当は50・50でいいですよ、でも、資本金を民間事業者がたったこんだけということは町が認めたわけでしょう。ということは、何かに基づいてこういったのをオーケーしたわけ

なんですけど、それについてお尋ねするんですよ、まず。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

当然その資本金として拠出していただく分の額がその段階では分からない状況で募集しているというところに関しては御理解いただいているものというふうには思っております。

結果としてそういう状況になっているということではあるんですけども、民間事業パートナーの出資行為というのが、初回の1回目の出資行為だけでは終わらないということなんですね、まず一つ考えられるのが。当然増資もございます、各社によります。また、後に出るであろう設計完了後に出ますリスク負担というのもあり得ます。

ですので、そういったものを追加出資という形で出る可能性はありますので、今の割合からは民間資本割合というのがある程度増えてくるということは今後予測できるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、出資も1回ではないということではありましたが、当然1回もあり得るということでの含めてですよ、そうですね。2回目以降あるということは事業者からも聞いていらっしゃるだろうし。ということは1回だけもあり得るとですよ。ということは、このままこの事業が進んで、リスクの話をされましたけど、結局、今回設立されたのは合同会社ですよ、合同会社の責任は有限責任ということで出資額までしか責任が及ばないですよ。例えば、中心市街地が行く行くあんまり、先行き悪くなって、このイオンのように閉店せざるを得ないというか、それは本体なんですけど、当然その会社が有限責任であれば、5億円近く土地がなくなって、民間事業者の出資額は28,000千円ぐらいがなくなると。というと、全然リスク割合が、もうかったときの利益配当が50・50に対して、もし経営が、運営があまりよろしくなかったとき、その中で会社がもしなくなってしまったら、その有限責任は町がその土地を手放すことになるですよ、実際、理論的には。私は、その50・50と資本金の比率があまりにも違い過ぎるんで、それはないだろうという話をまず考えているんですよ。その辺の回答をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに資本金の違いというのはありますけれども、誤解を受けてはいけませんのであれですけど、先ほど言うリスク負担分というのは、その出資している企業さんたちが事業参画するときに請け負うかもしれないリスク、これを事前に積み立てておいてねという、それを資本金で出してくださいねというのが企業さんが持つためのリスク負担分ということになります。上峰町は現物で出していますので、出資金という形ではそこは出てこないだろうというふうに思っております。

ですので、多少は民間企業さんが出す出資金というのが今後は増えていくのではないだろ

うかというふうに見ているというのは、そういう意味でございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

あくまで課長の考えで増えていくんだろなということで確実性がないですよ、今の段階で。さっきのほうも1回もあり得るという話だったので、それについては何でこんな資本金の比率と利益配当がですよ、これだけ合同会社の中で事業者を優遇した会社を立ち上げてまであれをするんだろかと。あまりにも利益があったときには50・50の配当で、あまり行く先よくなかったときには95%のリスクを町が負うと。そういった会社をどうして意思決定の50・50ある町が進めていくのかというのが疑問なんですよ。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

合同会社の中身の話なので、ちょっとここまで私が言うのはあんまりかなと思ったんですけど、ちょっと言っておいたほうがいいかなと思いますので言っときます。

民間事業者様のほうも今増資の動きがっております。なおかつもう一つ議論として上がっているのは、これはまだあくまでも意見としてのレベルなんですけれども、配当金を受けずに再投資に回そうかという意見も出ています。民間事業パートナーが配当をもらって、それを再投資に回すということになったときに、町は今もらうつもりをしていますが、町ももらえるかなということも考えなきゃいけないんです。ですので、再投資に回すということになると町も再投資に回すような形にかじを切るような状況には可能性としてはあり得るなということもございます。

ですので、そういったところをこれから調整していくということがありますので、配当を出資している会社が全てもらうことありきで議論が進んでいくというのはちょっと今違うんではないのかなということで、そういったお話をさせていただいたところです。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今の課長の答弁、楽観的観測ですよ。そういった話もあるんですよ、でも、不確実でしょう、それははっきりじゃないでしょう。そしたら、例えば、そういう話があります、そしたら出資額がどれだけ増えますという答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

はっきりした額については正直まだつかんでおりませんので、まだお披露することはできませんが、ただ、いろいろな議論がなされているということです。ですので、何か検討の余地がないとか、整理これからできないという状況ではないということでございますので、民間事業パートナーの皆様ともいろいろ話をする中で、いい方向に導くことは可能なのではないかなという伸び代は十分あるというふうに感触を得ているところです。

以上です。

○3番（原 直弘君）

私が危惧するのはまさしくそこなんです。合同会社、合同会社と言って、当然町と民間事業者が設立された合同会社ですから、なかなか私たちはこういった場で意見申し上げるか、予算が出たときしかないわけですね。そこで、やっぱりそういったのを、そいけん、まずそれじゃなくて、こういった比率があり得るのかどうかよ、まず。

私、ちょっと推測だけけど、当初この事業がPFI方式ですね、民間資金と経営能力、技術力を活用して公共事業を実施する、あくまでPFI、あくまで町が発注というか、そういった形ですという事業だったですよ、PFIは。しかしながら、やっぱり応募した事業者があったかどうかは分からないんですけど、あったら町の思惑、そのPFIの流れ、そういったとか、事業者がそんな町の思いと違った方向に走ったとか、そういったのがあったもので一旦白紙に戻して、自治体がこういう知恵を出し、民間事業者が資金と開発のノウハウを出し合う形のLABV。

特にこれ何で私ちょっと危惧するかというと、日本で実施前例がないわけですよ、動いているところはあるんですけど。それで、その前例がないことをいいことに、町の利益を求めて事業を進めるとしか思えないとですよ。いやいや、そうしか思えない。まず、その資本金と利益配分の割合を見たら。誰もがこの数字をまず見るわけですよ。こういったのが初めから、資本金の比率を決めないまま募集をした、その時点がおかしいんじゃないかと。資本金の比率が50に近かったら、ある程度こういったのをいろいろ言わずに当然推進する立場なんですけど、こういったのがあるから、行く行く町が幾ら投資しても利益は半分半分、リスクは町が大きいとしか考えられないわけですよ。だから、そういったのを詳しく聞きたいということで今回一般質問に上げております。

○町長（武廣勇平君）

このLABVについて御下問の、出資比率とLABVにすることのよしあしについて、私もしっかりと説明を議員がおっしゃられるようにしていきたいという考えの下、今予算でお願いしておりますLABVについてしっかりと説明ができる立場を町のほうで、先生はじめ、リクルートをさせていただきながら、説明員要求があれば今後参考人、あるいは説明員としてこの議会に臨んでまいりたいと思います。

また、先ほどPFIからLABVにしたところの経緯については少し我々の理解とは違う理解をされておられるところがございますが、この点については創生室長のほうから答弁させていただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

PFIからLABVへの方式転換のときに際しましては、一つちょっと大きなものとしては、体育館等の追加設定が一つあったということはあるのかなというふうには思っております。

す。そこで要求水準書の変更等が生じると、結局PFIも募集をやり直しというようなことになるのではないかという形で、もうちょっと速やかに行ける方法は何かないだろうかということで模索したというのが経緯だったかなというふうに、すみません、私はそのように認識していたところです。

以上です。

○3番（原 直弘君）

分かりました。ちょっと認識が違うということで、どちらがどちらということじゃありませんですけど、まず、話題というか、ちょっと質問の内容を変えさせていただいて、今回民間事業者を募集した際に、事業の設立期間は20年間とされていたと思いますけど、今回合同会社が立ち上がって定款等を決められて、その募集の際に定款で決めることとしていたということだったんですけど、この設立期間について何年と決められたか、教えていただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いまいちちょっと理解していないんですけども、すみません、設立期間というのは多分何の設定もないというふうには思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

すみません。募集の要項に4ページですけど、法人設立項目2の(2)ですね、法人設立期間、「LABV方式による共同事業体の設立期間は、定款により定めるものとするが、事業開始から20年間は解散できないものとする」ということであっておりますので、当然定款に定めていらっしゃると思うので、その辺をお聞きしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

登記事項ではございませんし、定款の中で時限的に定めるという形ではなかったかというふうに思っております。ただ、その募集要項の中では一定の事業期間という形でそこまで会社は存続するんですよということでの理念的な表記だったかというふうに思っております。20年たったからすぐ解散かということになると、そうではないだろうというふうには思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

この質問の項目でそんな、あまり問答したくなかったんですけど、実際、理念からということで、その前ですよ、「解散できないものとする」じゃなくて、「共同事業体の設立期間は、定款に定めるものとするが」よ、「定めるもの」やん、ということは定めるやん。そして、これがそんな理念的な立場というなら、こがん、この下の、その下に配当で上峰町は50%、50%、当然、合同会社の配当利益は上峰町50%とすると。こういうともほんなら簡単

に変えられるんじゃないですか。これ見てくださいよ、「定めるものとするが」とちゃんとしてあるじゃないですか、それが何で理念的。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

すぐ変えられるということなんですけれども、一応協議の上で変えることは可能という形で、前回の議会のときでも同じような御質問をいただいたかと思うので、そのように回答していたかというふうに思っております。

なお、そういった形ではしておりますものですから、その定款の云々に関しましては、会社の年限というものを時限的に定めるというよりも、事業期間という形での定めになるという形になります。ですので、設立期間というよりも、むしろ事業期間という形での理解というふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

課長が思うのはいいわけよ、実際、募集要項でこういった形の文言をきちっとした形で公文的なもので載せてあるからどうですか、定めてありますかという話をしているんですよ。定めるものとするを書いてあるじゃないですか。それをちょっと聞きたいのよ、まず。何年間するかということが。これが一番大事なんですよ。当然、会社設立して事業をしますよ、そしたら、何年間で大体利益があって元の投資が回収されますよとか、そういった形で決める会社もあるし、そういった流れじゃないところもあるんですけど、募集要項にきちっと書いてあったから何年ということで質問したわけですよ、何年ですかと。ですよ。

○町長（武廣勇平君）

S P C同様に、事業期間イコール会社設立会社だという理解の下、定款上定めているというふうに創生室長は答弁しておると思います。

それがそのまま設立期間の表記がないということにこだわられるのであれば、定款等も事業期間イコールで定めることはやぶさかではないので、合同会社にそのように町の立場から伝えていくべき程度の話なのではないかというふうに考えてございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっと設立期間ということで、私は、合同会社ができました、設立期間、初めは20年間解散できないものとするとなっていますよね。そしたら、今の流れとして、合同会社がこの要項には20年間は解散できないものとするじゃないですか。ということは、何かのところにそういう合同会社を設立したときに、規則でも規約でもいいんですけど、そういった形にうたつとかなないと、定款も定めていない、これを前提にしてですよ、定めていないし、この20年間の解散できないということで、解散できるかもしれないとですね。解散になるかもしれないですよ。そういった中でこういう定款により定めるんだなということの認識をしていたんで、何年を定めたのかちょっとお聞きしたかったんですよ。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

一義的には20年という形にはなりません。ただ、先ほど議員もおっしゃられていたように、いわゆる損益計算表とか、多分PL表を作ることになると思うんです。そこの中での損益がどれぐらいの年度で出るのか、利益がどのくらいで出るのかというのをある程度策定をしていく必要がございます。その結果、これ金融機関との話にはなってきますけれども、金融機関とかでも返済の期間というものをある程度調整する必要がなってきますので、そのところで事業年度を超えるというようなことになった場合には当然延長があり得るだろうというふうに思っております。

ですので、そういったところは当然変更していく必要がありますので、そういったところはお見知りおきいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そういった回答で初めから言われれば、こんな感情的にならずに済んだんですけど。

そしたら、次ですね。一応この事業において町が求めている社会資本整備ということで、体育館とか武道館、プールとか住宅、直売所ですね、道の駅とかスタジオ、ギャラリー、いろいろありますけど、これですよ、うちが求めていたんで、この施設にかかる費用の負担、町負担の考え方について教えていただきたいんですけども。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ちょっと基本的な考え方といえましょうか、座組の面というところにもなるかと思えます。

ここは初回の調達といえましょうか、いわゆる建設までの費用に関しては合同会社のほうで資金調達をして造ると。できた建物の中で一定の面積をやっぱり使用するわけですね、公共の施設であっても。そういったものに関しては合同会社と町の使用契約によって使用料を払っていくというふうな、それで対価を払うというような内容になるというふうに考えております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そしたら、あくまで民間事業者が商業施設を造りますよね、その中に入る部分の町が求めている公共施設等、あとは単体でできる、例えば、住宅とか、直売所もですかね、道の駅も、そういった形は当然全然民間事業者が求めるものじゃなくて、単体的には町がお願いするんですよね。その中で、合同会社が金融機関に、もしくは違うところにお金を調達して、その後の町が返す分、普通の先ほど申したように、商業施設の中の一施設なら、当然床面積とかそういうのを勘案してよろしいんですけど、別に単体的にできる費用、それは当然町がお願いしている状況なんで、ほぼほぼ町が出す、例えば、住宅だったら家賃がありますけど、それに足りない分は当然町が出すような形になるんじゃないかなということで思いますが、

いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは資金調達の方法によってもいろいろやり方があるところではございます。一つはプロジェクトファイナンスということですので、それによって一本一本つくっていくことになりますので、それによっても座組が変わってくるだろうというのは認識できる場所ではあるんですけども、例えば、町が借りるべきところを民間が使用する、例えば、健康増進施設の中にジムを置くなんていう話になったときに、ジムの人が月何ぼで貸してくださいという話になれば、それはそこの面積を埋めてもらっていいと思いますし、例えば、ブックカフェみたいなどの事業者さんが入るとなれば、そこは事業者さんに貸してもいいと思います。

ですので、そういうふうになると、家賃収入という形は全てが行政が負担するというのではなくて、そういう民間事業者が参入する余地があるのであれば、そういったところを民間事業者さんが埋めていただくということは十分可能なんだろうなというふうにも思いますし、商業施設に関しましても、商業施設で、例えば、小売の事業者さんが入るとなれば、小売の事業者さんがそこのテナント代というのはお支払いするという形になるだろうというふうには思っておりますし、場合によっては、そこの部分も一棟買いでさせてくれとか、あるいは区分所有権つけてくれとかという形も考えられると思います。もしその区分所有権とか、例えば、フロアごととかという話になってくると、そこで合同会社にはすぐキャッシャが入ってくるという形にはなります。

ですので、こういったところはいろいろな金融の手法もございますし、借方、貸方、あるいは利活用の仕方、こういったものでもいろいろございますので、そういったところはいろいろ協議をしながら、バランスよく、そういった形での合同会社がちゃんと収入を得て自走できるような形をつくっていくのがまさに座組の設定方法かなというふうに思っているところです。

以上です。

○3番（原 直弘君）

民間が入るような施設だったらそれもありかなと。そしたら、実際、住宅、住宅が一番いいかな、住宅ですよ、住宅を建てました。そしたら、当然町営住宅のような感じで家賃を取ります。住宅の総トータルの維持管理は当然家賃よりも多くなった場合ですね、多くなると思うんですよ、維持管理のほうが。そうした場合に、当然町が求めているものですから、企業はもう全く関係ないですよ、そこで追加の使用料とかそういうのは、足りない部分は町が補填することになるんじゃないかというのをちょっと危惧しているんですよ、どの施設にしたって。あくまで黒字になるように町費を持ち出す、そういった経営が簡単にできるんじゃないかと、合同会社で運営しますので。

それをちょっと危惧するんで、その点の回答をお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

御下間の住宅について、今、原さんがおっしゃったのは一面的な町営住宅のPFI事業についてのお尋ねかと思いますが、例えば、住宅でLABVで行う可能性があるとするれば、LABV、合同会社が1億円で20,000千円の家を5棟建てて、それぞれ転入者を中心に人口増を図るため募集をかけますと。自由設計で住み心地にこだわり、それぞれの転入者の意向に沿ったオーダーメイドで家を建てますと。20年、あるいは25年、ここは自由設計ですけれども、家賃を入れていただければ、その間は住宅ローンを組む必要ありませんし、税金を払う必要もないと。20年後、あるいは25年後にそのおうちを維持管理の必要性はないようにするためにその方々に渡しますというようなことがLABVでは政策領域としてあります。

こういった住宅政策についても、今、創生室長申しましたように、住宅政策一つ取ってもいろんなやり方がある中で、民間の知恵と工夫を取り入れて行政負担だけをフォーカスせずに、行政もリスクを抱える分は抱えますけれども、民間とそのリスクを分かち合う政策が数多く可能だということがまだまだこの地域における維持、活性化、人口増を図る領域はあるものと私どもは判断している次第です。

ぜひその点をバランスよく総覧して見ていただきたいというふうに思います。

○3番（原 直弘君）

またちょっと水かけ論というか、ちょっと考えがまとまりませんので、またちょっと後ほどなんですけど、また今度ですよ、去年の12月の町長答弁で、武道館、体育館、プールについては採算が取れるような状況が生まれることが実施に向けての前提であるということで答弁されていますけど、そしたら、採算が取れるということは、町費はそこには入っていくかいかないか。もし入っていくならどんだけでもそれについて、黒字になるまで町費を、公費を投入すればいいわけですよ。そいけん、明らかにそういった操作ができる可能性があるということでの認識をちょっと私していますので、その辺の答弁をいただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

暫時休憩をお願いいたします。答弁の確認をちょっとしたいので、私ちょっと確認をしないと答弁できないかと今判断しまして。

○議長（中山五雄君）

今、町長のほうから暫時休憩ということで言われておりますが、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思います。皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。暫時休憩。

午後 4 時 45 分 休憩

午後 5 時 5 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

原議員の質問事項の 2 番目の中心市街地（イオン跡地）の再開発についてということで執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

原議員のお尋ねに対しましてお時間をいただきましたことをおわび申し上げます。

先ほど L A B V 内の体育館、武道館、あるいはプールといった事業について採算が取れることが前提だという発言を従前に私が申し上げていたというふうな御指摘でありました。

もし申し上げているにしても、何らかの前提を置いた発言だろうなと思ったがゆえに時間を頂戴いたしまして、令和 2 年 12 月議会、吉富議員の一般質問のやり取りの中で議事録を入手しましたので、それを読ませていただきますと、吉富議員様から L A B V 方式に武道館、体育館も当てはまるのかという御質疑が前段であっております。その際、その当てはまるのかという表現がどういう意味か、ちょっと私自身が理解をできていなかったところはあったものの、市場性を見だし、参入する余地があるのかというふうに考え、その後、その中身について答弁をいたしております。すなわち民間企業が、L A B V 内にある民間企業パートナーがそこに体育館事業、あるいは武道館事業に乗り出す前提は、そこに市場性を見だし、採算が取れるような状況が生まれることが前提になっているという文脈で語っておりますので、そのようにこれは理解してもらえればありがたいなと思います。そのように読めるというふうに私自身は思っております。

よって、こうした発言をするときには前提というものをしっかりと確認しながら答弁しなければなりませんし、今後の質疑におきましても軽々な発言は控えて慎んでいきたいと考えております。

○3 番（原 直弘君）

ちょっとこの採算というのが、町長の発言にかかわらず、ほかの施設もそうなんですけど、採算ベースに乗るということは町費が投入されるかされないかということでお聞きしたつもりなんですけど、その辺をお答えいただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まず、採算という意味について問われているかというふうにちょっとお見受けいたしますけれども、立場によって採算という言葉は変わるんだろうなというふうにも思います。例えば、合同会社内からすれば、当然利益があればいいことですし、それを請け負う事業者さんからすれば、テナントさんとかが入ってくるのであれば（「すみません、課長、私の質問は

町からということ限定してありますので、時間を潰さないでください。そこで具体的に」(と呼ぶ者あり) 合同会社と適切な契約に基づいてやったものに対しては対価として町費が入ります。ですので、そういったことにはなると思います。

以上です。

○3番(原 直弘君)

これから先もちょっといろいろ採算の件について私も勉強しますので。

あと、やっぱり資本金の比率と利益配分の件で今回重点的に質問しましたけど、元はと言えば、先駆国としてイギリスのほうが代表的にされると思うんですけど、ちょっと今読んでみますと、官民が50%ずつ出資する期間、28年間の会社を設立して、民間事業者の出資は現金、それに対して地方公共団体の出資分は50%は地方公共団体が保有する土地であり、プロジェクトの実施により得られた収益は出資比率に応じて還元される。通常これが普通なんだろうなということですね。

LABVのポイントは地方公共団体の所有の土地を現物出資し、それと同額の民間からの出資とLABVが金融機関から調達する資金により、地方公共団体は現金による財産確保が不要となっている。これを前提にこの資本金の比率と利益配分がおかしいんじゃないかということで今回重点的に申し上げているんですよ。

そいけん、やっぱりLABV方式が日本での実施前例がないことを、それをいいことにしないだろうけど、町の利益をちょっと度外視して事業を進めているとしか思えないわけですよ。そこら辺になると、全然LABV方式じゃなくて、町のただ単に発注よりも全く見えない世界に入って、利益をそのまま持っていかれるんじゃないかというのを危惧して今回重点的に質問をしたわけでございます。

時間もありませんので、次の項目によろしくお願いします。

○議長(中山五雄君)

次へ進みます。

質問事項の3番、防災対策について。質問要旨、レイクタウン北部の土砂崩れ箇所の対応について、執行部の答弁を求めます。

○建設課長(高島真幸君)

私のほうからは、原議員の質問事項3、防災対策について、質問要旨1、レイクタウン北部の土砂崩れ箇所の本復旧についてという御質問に対しお答えいたします。

御質問の箇所につきましては、これまで社会資本整備総合交付金事業により事業実施を予定しており、国の配分が判明次第、補正予算等により必要な予算措置を行う旨、お答えしていたところでございます。

町長の行政報告にありましたとおり、今年度、当該箇所を含む町道グリーンレイクタウン3号線が事業対象路線となっており、今年度の事業内容としましては路線測量や詳細設計を

計画しているところです。

事業の円滑な進捗のために、交付決定後速やかに発注できるよう、現在準備を進めているところでございます。

以上、原議員の質者の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

本年度予算上がっているという、それも確認して、調査設計ということで今、回答をいただきましたけど、この間の先議会で、実施に伴って崩壊したのり面の上の土地の地権者との話し合いを早急に行うということで回答いただいておりますけど、その話し合いの状況についてお伺いしたいと思います。

○建設課長（高島真幸君）

隣接地権者との協議の進捗についてでございます。

現在、隣接地権者との協議等は行っておりません。今回、路線測量と詳細設計等を行った折に、隣接者、地元の方と協議、説明等を行う予定にしております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

また、さきの議会で地権者との話し合いがまず第一だということでの回答をいただいたんですよね。今回は行っていない、そして、地区の説明会を行うと。それ何かこの間の答弁とちょっと違うような気がするんですけど、その辺をお伺いしたいと思います。

○建設課長（高島真幸君）

すみません、答弁のほうが少し省略した形になって大変恐縮でございます。

今回詳細設計をしまして、一部用地買収とかも必要かなという形を考慮しておりまして、第一義的には隣接者とまず協議をしまして、その協議の方向性が決まりまして地元説明会等を考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

状況的には分かった次第なんですけど、ということは、詳細設計の設計まで入って、工事はもう来年、これ土砂崩れは平成30年7月で3年たっているんですよね。今まで崩れなかったからいいやということで来年度に回すんですか。それとも、設計が終わった段階で単独でも投入してされる意向があるかどうか確認したいんですけれども、お願いします。

○建設課長（高島真幸君）

基本的には社会資本整備総合交付金事業により本工事のほうを行いたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、工事は来年度ということでの認識でよろしいですか。はい、よろしいということで、ちょっと時間もありませんので、よろしいですか。答えもらったほうがいいですか。じゃ、すみません。お願いします。

○建設課長（高島真幸君）

本工事につきましては今年度設計を行いまして、来年度、補助金の概算要望等を現在計上しているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

地元説明会をするということなんで、地元の方が了解できれば、そのように進めていただきたいと思いますが、でき得るなら、通常は単費投入でも、人災的になりかねない箇所ですので早急をお願いしたいと思います。

と同時に、今回、実際現場を見に行って、隣接した町道が高速際まで行っていますよね。それで、通常は町道、これ隣接地権者から寄附されたかどうかはちょっと確認していませんけど、その町道認定をした路線が、今どこからの土砂か分からないんですけど、南から通行できないようになっているんですよね。町道の管理としては全然不適切なんですけど、その状況を今確認されているかどうかというのと、それがもし隣接地権者に起因するものだったら、ぜひともその隣接地権者と話合いのとき、そういった形で土留めなりしてもらって土砂の撤去等をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中山五雄君）

時間がありませんから簡潔に。

○建設課長（高島真幸君）

南側からの進入が困難ということで私たちも認識はしております。ただし、その土砂につきまして、隣接地なのか町道部なのかについて確認しておりませんので、管理的な部分で言えば、町のほうですべきかなと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これで原議員の質疑は全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

午後5時19分 散会